

前期難波宮孝徳朝説批判（その2）

泉

武

目 次

I. 前期難波宮孝徳朝説批判	25
II. 前期難波宮下層遺跡の検討	32
III. 正方位に主軸をおく建物が天武朝の造営であることの論証	36
IV. まとめ	42

論 文 要 旨

本論は「前期難波宮孝徳朝説の検討」(泉 2018)の続編である。前期難波宮は乙巳の変(645 年)により孝徳朝が成立し、難波遷都によって造営された難波長柄豊碕宮であることが定説化している。この宮殿が図 1 で示した正方位の建物を指し、前期難波宮整地層の上に造営されたことも周知されている。

しかし、前期難波宮とされる遺構には、主軸を北で東に振る建物群と正方位の建物群があり、この 2 つの建物群はそれぞれ基盤を異にする遺構であることを本論で示した。前者は上町台地の地山を基盤にする建物群(前期難波宮下層遺跡)で、後者が地山面に整地されたいわゆる前期難波宮整地層を基盤にする建物群である。

前期難波宮下層遺跡には孝徳朝期の宮殿建物が含まれること、および前期難波宮整地層を基盤にする正方位の建物は天武朝の宮殿であることを論証した。いわば前期難波宮の 2 宮殿説である。近年の藤原宮跡の大極殿地区の調査は、正方位の前期難波宮が天武朝の成立であることを裏付けている。

泉 武(いずみ たけし)

奈良県立橿原考古学研究所 共同研究員

I. 前期難波宮孝徳朝説批判

（1）前期難波宮孝徳朝説

大阪歴史博物館が発行する『復元 前期難波宮』には、図1の建物を「飛鳥時代（7世紀）のなかば、645年に乙巳の変と呼ばれるクーデターによって生まれた新政権は、大阪の地に都を遷し、（中略）その象徴ともいえるのが新しく造営された難波長柄豊碕宮です。」と解説する。図示された建物は中心軸を正方位におき、内裏南門の南には広大な朝堂院を配置する。この宮殿が難波宮の調査研究を行う機関によって、孝徳天皇が造営した難波長柄豊碕宮に比定され、現在では通説化している。

一方で前期難波宮孝徳朝説に対する批判は根強く、古代史では山尾幸久氏（山尾 2006 ほか）による一連の批判や、考古学からは山中敏史氏（山中 1986）の批判がある。前期難波宮整地層から出土する土器の理解をめぐっては、内田好昭氏（内田 1988）や、白石太一郎氏（白石 2012）、湊哲夫氏（湊 2013）、若杉智宏氏（若杉 2018）、伊藤純氏（伊藤 2020）、田中清美氏（田中 2020）、廣瀬覚氏（2023）らの批判もある。筆者は、難波宮の土器編年基準資料が出土した遺構の解釈をめぐって批判をおこなった（泉 2018a・b）。

本稿では前期難波宮孝徳朝説の論客のひとりである中尾芳治氏が発表されてきた論考と、同氏が作成された前期難波宮整地層の断面模式図を検討することから始めて、この作業で見えてきた前期難波宮下層遺跡と、いわゆる前期難波宮整地層の検討をおこないたい。

（2）中尾芳治氏の前期難波宮整地層と前期難波宮下層遺跡の評価

中尾芳治氏は前期難波宮の造営年代論のための模式図を作成し（中尾 1992）、これを基本図として同氏自身の著書（中尾 1995）や 2003 年のシンポジウム『古代の難波と難波宮』（中尾 2003）などに広く使用された。これらのなかで造営年代論について注目すると、初期の諸論文と『古代を考える 難波』（中尾 1992）では内容が変化し、掲載資料も『難波宮址第 7 報告篇』（1981 以下『報告書』7（1981）と表記）とは整合しないところがある。以下において、同氏が発表された諸論文を時系列にとりあげて所論を検討する。

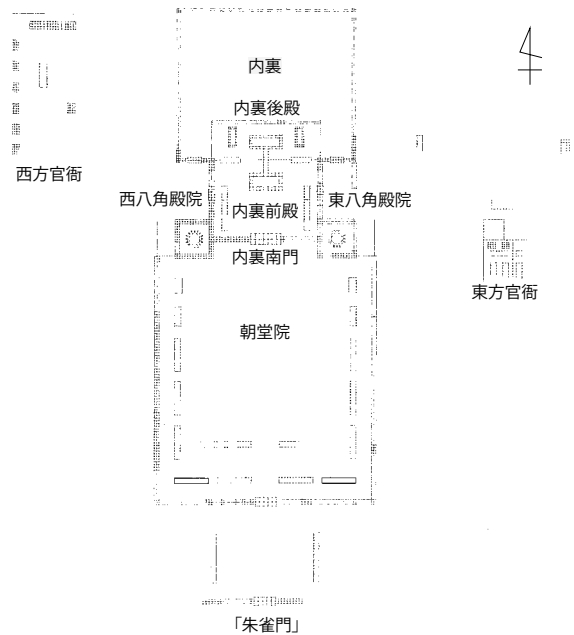


図1 前期難波宮殿舎配置（大阪歴史博物館 2003 一部改変）

中尾氏のまとめた論文は、1968 年の『考古学ジャーナル』5「難波宮址」（8～14 頁 以下『考古学ジャーナル』5 1968 と略記）を嚆矢とする。

同論文では「これまでに述べた遺構は、上町台地の北部一帯を盛土・整地した上に建てられているのであるが、整地工事によって埋没した住居址に伴う須恵器・土師器や整地層から出土する須恵器の型式から、整地の年代が 7 世紀前半に比定できるのである。7 世紀前半における大規模な整地の契機としては、長柄豊碕宮の造営がもっともふさわしい。」（12 頁）（傍線部は筆者による。以下同じ）と、整地層から出土した資料を根拠にして、前期難波宮の造営年代を孝徳朝まで遡らせた。同論文はこれ以降の前期難波宮造営年代論の基調になり、孝徳朝難波宮説を主張されたが、遺構論としての証明はない。

前期難波宮の定義はされていないが、同論文によれば、1. 上町台地に盛土・整地した上に築造された宮殿跡である。2. 築造時期は、整地土から出土した土器の年代観によって 7 世紀前半とされたが、これ以降は 7 世紀中葉説を採用している。恐らく孝徳朝長柄豊碕宮築造説（650 年築造）に沿う変更なのであろう。

注目されるのは、前期難波宮整地層の形成の契機を孝徳朝長柄豊碕宮の造営に求めていることである（傍線部分）。この理解は今日までの前期難波宮造営論の基調になっている議論といえる。

図2-①～⑤は前期難波宮造営年代の根拠資料とする論文掲載図である。①の資料を『考古学雑誌』（中尾1972）に発表されてから、⑤の『古代を考える』（中尾1992）まで掲載されたが、後者の論文以降は図2-⑤が主に使用された。

以下は、同氏の前期難波宮の造営年代に関する所論と、論文に掲載された遺構断面模式図、および『難波宮址の研究』研究予察報告第6（大阪市教育委員会内難波宮址顕彰会・大阪市立大学難波宮址研究会1970 以下『報告書』6（1970）と表記）、及び『報告書』7（1981）の報告図面との齟齬についての検討である。

（3）前期難波宮造営年代の所論の変遷

図2-①は『考古学雑誌』（中尾1972）に掲載された朝堂院東回廊柱掘方跡出土の須恵器杯蓋1点と（①-1）、整地層（①-2～9）、および整地層直下灰色粘土層（①-10～12）出土の須恵器である。柱掘方出土須恵器以外は、前期難波宮整地層と整地層直下から出土した。整地層出土の土器をどのように理解して造営年代を考えるのか、基本的な枠組みは1968～72年ごろには成立したようである。以下は『考古学雑誌』の中尾氏の理解である（1、2は筆者の付番）。

1.（前期難波宮）は上町台地の北部一帯を盛土・整地した上に建てられているのであるが、整地工事によって埋没した住居址に伴う須恵器・土師器や、整地層から出土する須恵器の型式から、整地の年代は7世紀中葉に比定できる。7世紀中葉における大規模な整地工事の契機としては、長柄豊碕宮の造営が最もふさわしい。（18頁）

2. 前期難波宮朝堂院東回廊址の掘立柱掘形埋土中より7世紀中葉に比定できる完形須恵器杯の蓋が出土した。この須恵器の年代が直ちに前期難波宮の造営時期を決めるものではなく、その時期の上限を画するに過ぎないとしても、少なくとも整地や遺構の造営時期を7世紀中葉とみる見解と矛盾しない。（19頁）

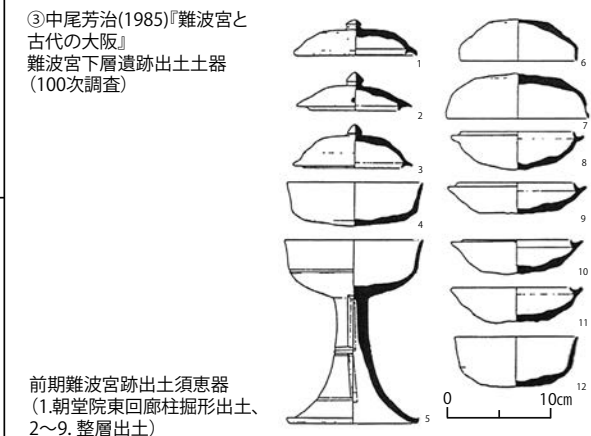
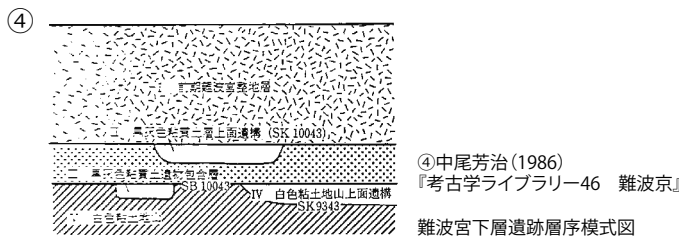
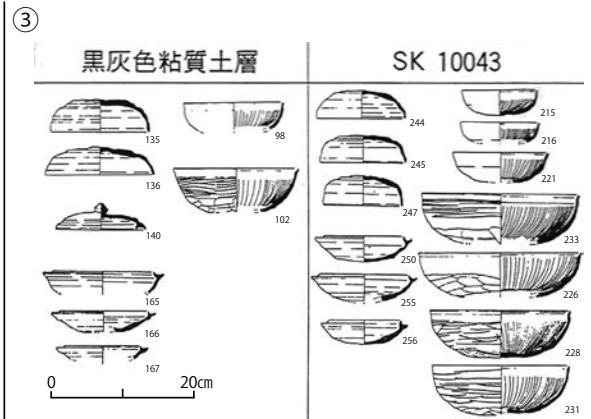
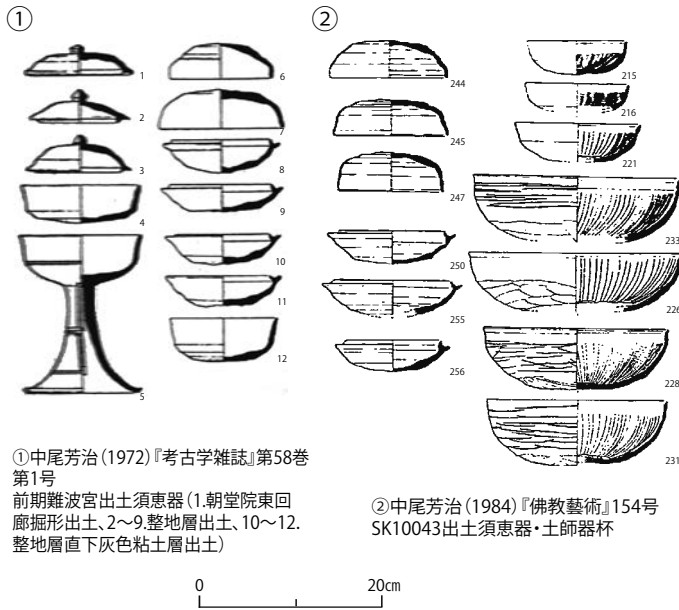
1・2は同論文の結論部分である。1は『考古学ジャーナル』5（中尾1968）と同文である。整地層から出土した須恵器には年代幅があることから、もっとも新しい型式によって整地年代を推定するという方法が採用された。柱掘方埋土から出土した須恵器の年代も重要視されたが、柱掘方内から出土した杯蓋1と整地層から出

土した杯蓋2・3は、前者の口径が少し大きいが同一型式の内にあると見てよい。したがって、杯蓋1は柱掘方が穿たれた時に整地土層内にあった個体の混入なのである。

中尾氏がこの須恵器杯蓋を根拠にして「整地や遺構（朝堂院東回廊を指すのか）の造営時期を7世中葉と見る」という見解に対しては、難波宮孝徳朝説批判でも根強く議論された論点のひとつである（白石太一郎2012など）。湊哲夫氏（湊2013）の、「整地層出土土器は整地の年代を示すものではなく、単に下層遺跡の廃絶年代を示すに過ぎないと考えられる。」（381頁）とする見解がもっとも穏当な解釈であろう。

図2-②は『佛教藝術』宮殿発掘特集号の「難波宮」の土器資料で（中尾1984）、SK10043と付番された土壌から出土した。同土壌については、「前期遺構全体として孝徳朝まで遡源し得ると考える。その積極的根拠としては、前期難波宮整地層出土土器や、その直下の土壌（SK10043）から「贄」付札木簡と伴出し、前期難波宮の造営時期を示唆する土器の年代を挙げることができる。」（62～63頁）とされた。同土壌については改めて詳述するが、前期難波宮整地層とSK10043との関係は、同土壌が前期難波宮整地層の直下にあるという理解で、さらに前期難波宮の造営時期を出土した木簡や土器により孝徳朝まで遡ることを示唆された。

図2-③は（財）大阪市文化財協会設立5周年記念シンポジウム記録『難波京と古代の大阪』（直木孝次郎編1985）での、中尾氏の「難波宮発掘30年」資料である。これにはSK10043出土土器と黒灰色粘質土層出土の土器が資料化された。同土壌について「SK10043と書いたところに一群の資料がありますが、これは整地層のすぐ下で検出された土壌から出た須恵器の杯、土師器の杯です。この土壌からは「比羅尔ア（枇杷贄）」と読める荷札状木簡が出ております。これは、天皇の贄として貢進した果物の枇杷に付けられた荷札の木簡と思われます。（中略）SK10043は、前期難波宮の造営の際に出た廃棄物を処理するために掘られた土壌だと推定され、この土壌から出てきた土器の資料は、前期難波宮の年代を推定するうえで非常に有力な証拠になる。（中略）土器の型式は7世紀の中ごろをくだらない時期に位置づけられる。」（37～39頁）と評価され、同土壌は孝



	SK 9343	黒灰色粘質土層	SK 10043
I		 131 141 142	
II	 35 36 37 48 49 50	 129 130 153 154 159 160 161 162 163	 92 93 94 95
III		 132 133 138 146	
IV		 98 135 136 140 165 166 167	 244 215 216 221 247 233 250 226 255 256 228 231

難波宮下層遺跡出土土器編年試案

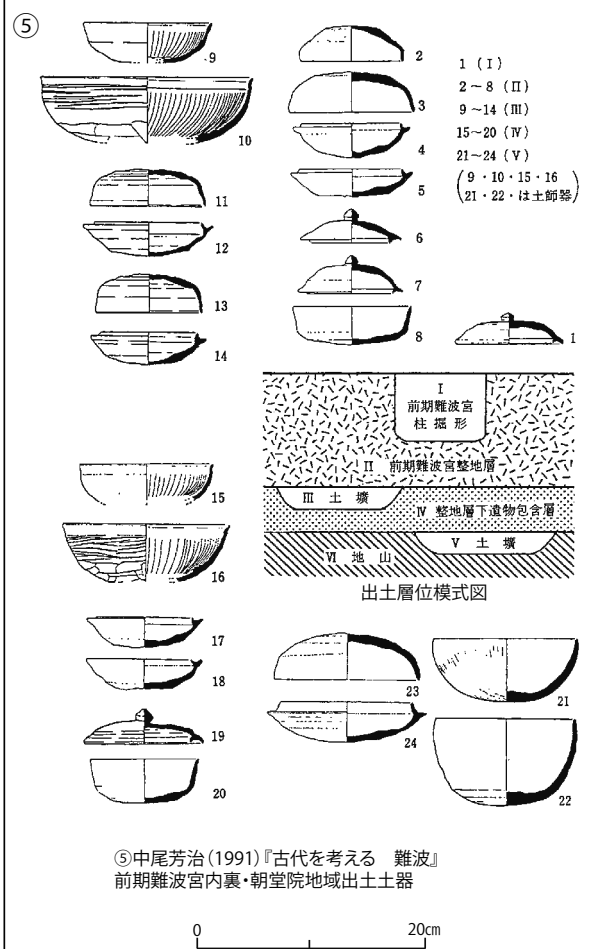


図2 前期難波宮造営年代論資料一覧(①~⑤は論文掲載図)

徳朝の難波長柄豊碕宮造営時の廃棄土壌であると理解された。木簡の評価は、図2-②を受けてさらに議論を進め「天皇の贄」にも言及されたのである。贄と言うまでもなく天皇（あるいは神）に貢進する食品を指すことから、この荷札木簡の存在は、天皇の居所がその近傍に所在することを示す直接資料として重要であろう。

図2-④は『考古学ライブラリー 46 難波京』（中尾1986）の資料である。添付された図面は、前期難波宮下層遺跡層序模式図と前期難波宮下層遺跡出土土器編年試案であり、後者に関しては『報告書』7（1981）に同一の編年試案があるが、前者の論文ではじめて土壌の断面模式図が掲載された。

同書断面模式図（図2-④）は、上層からⅠ.前期難波宮整地層、Ⅱ.黒灰色粘質土層上面遺構（SK10043）、Ⅲ.黒灰色粘質土遺物包含層・SB10043、Ⅳ.白色粘土地山上面遺構SK9343、Ⅴ.白色粘土地山である。注意したいのは、Ⅰ層とⅢ層、Ⅲ層とⅤ層の層位境界面にそれぞれ1本の線が引かれていることである。これについては改めて述べるが、Ⅲ.黒灰色粘質土遺物包含層とSK10043の断面に対して指示線が引かれているが、SK10043とⅠ層との関係が問題なのである。

同書の「前期難波宮跡をめぐる諸問題」では、SK10043について「私は阪神高速道路東大阪線の工事に伴う調査（第100次調査）において、難波宮整地層直下の土壌（SK10043）中より「比羅尔ア（枇杷贄）」と読める付札木簡を伴出した1群の土師・須恵器の年代が、前期難波宮が孝徳朝まで遡り得ることを考古学的に補強する資料になる。」（86～87頁）と評価された。

図2-④の前期難波宮下層遺跡の本文（75～87頁）を抄録すれば、1.前期難波宮下層遺跡は地山上面の黒灰色粘質土層を基盤にする遺構として検出される。2.存続時期は6世紀末から7世紀中葉と考えられる。3.遺構の重複や方位の違いから数時期の変遷が想定される。4.SK10043は前期難波宮整地層直下の土壌である。5.同土壌から出土した木簡は、前期難波宮が孝徳朝まで遡ることを補強する資料である。

1～5の前期難波宮下層遺跡に対する理解は基本的には図2-②・③の本文と同じであり、前期難波宮下層遺跡が孝徳朝長柄豊碕宮造営に関わるとの理解は整合的である。ところが以下の論文で中尾氏の理解が一変する。

図2-⑤は、『古代を考える 難波』（直木孝次郎編1992）で中尾氏の「難波宮発掘」に添付された資料である。同図の解説では、「前期難波宮内裏・朝堂院地域から出土した土師器・須恵器の杯の型式とその出土層位を模式的に示したものである。」（中略）「7世紀の第2四半期をおおきく下らぬ時期に下層遺跡は廃絶し、その上に前期難波宮の整地が行われた際に下層遺跡廃絶時の土器が整地層中に混入したと考えられる。このことから、前期難波宮の整地の年代を7世紀の中葉を下らぬ時期に比定することができるが、その時期の上町台地北端部における大規模な整地の契機としては、大化元年（645）12月の難波遷都にともなう難波長柄豊碕宮の造営に求めるのが最も自然な解釈である。」（135～137頁）と主張された。

図2-⑤の本文を以下に要約する。1.難波宮下層遺跡は7世紀第2四半期に廃絶した。2.その上に前期難波宮の整地が行われた。3.整地の年代は7世紀第2四半期を下らぬ時期である。4.整地の契機は孝徳朝難波長柄豊碕宮の造営に求められる。

図2-⑤の本文には明らかに齟齬が生じている。本文前半では、前期難波宮下層遺跡は7世紀中葉に廃絶したという認識を示されている。前期難波宮下層遺跡には、図2-②～④で言及されたSK10043も含まれていることは間違いがない。したがって、廃絶した前期難波宮下層遺跡の上に前期難波宮の整地が行われたのである。ここまでは、図2-②～④の理解と同じであり遺構としても整合する。

ところが、「このことから」の後段において、前期難波宮の整地の契機は孝徳天皇が遷都して造営した難波長柄豊碕宮であるとされた。この主張は、SK10043の遺構としての基盤土層の理解と、ここから出土した木簡に対する理解に矛盾した事実の誤認がある。すなわち、図2-②～④の遺構資料や本文の評価は、前期難波宮下層遺跡の中に孝徳朝の難波宮造営に関係した遺構が含まれると理解されたのである。廃棄土壌（SK10043）が形成されたときの宮殿造営とは、孝徳天皇の宮殿が建設されていた時期に一致するというのが、中尾氏の図2-②～④本文の主張であった。

ところが図2-⑤本文後段の論述は、同土壌上層の前期難波宮整地層に造営された宮殿が、孝徳朝の前期難波

宮であるということになる。図2-②～④本文とは不整合そのものであり、このような見解こそ成立しがたい。

同氏の前期難波宮整地層の形成の契機について、孝徳朝の難波長柄豊碕宮の造営にあるという主張は、『考古学ジャーナル』5（中尾1968）に遡ることができ、この見解はその後変わることなく現在に至っている。

ところが、1981年に調査されたSK10043は、前期難波宮孝徳朝説にとっては一次資料であったが、同土壌は明らかに前期難波宮整地層の下層である黒灰色粘質土層を基盤にする遺構であった（図2-④-II）。前期難波宮整地層は孝徳朝難波長柄豊碕宮の造営を契機とするという主張そのものに当初から齟齬が生じていたものであり、SK10043が調査された時点で両者を明確に区分すれば誤認は防げたはずである。

（4）論文掲載のSK10043の断面模式図と同土壌報告書断面図との齟齬

図2-④と⑤のSK10043の断面模式図はほぼ同じであるが、図2-⑤の断面模式図は、Iとして前期難波宮整地層に柱掘方が追記され、出土した須恵器杯蓋（1）が添付された。

注目するのは、図2-⑤のII.前期難波宮整地層と、IV.整地層下層遺物包含層、VI.地山との層位の境界面が図2-④と同じく1本線で引かれていることである。

一方、SK10043の調査を報告した断面図（図3）（『報

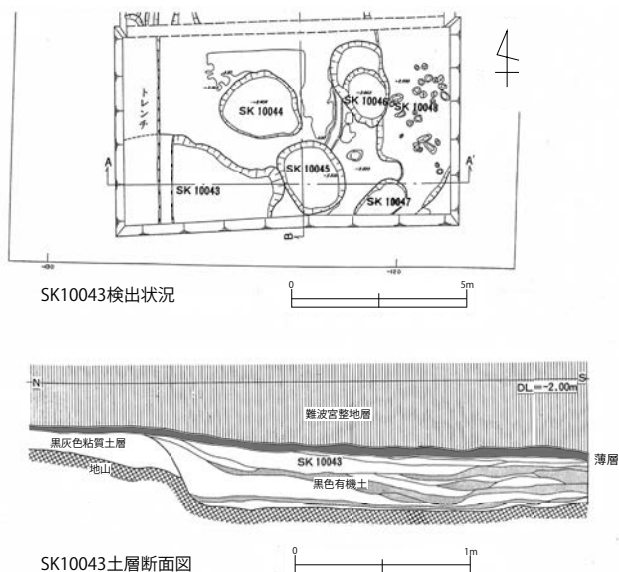


図3 橋脚MP-2区難波宮下層遺跡
（『報告書』7 1981 一部改変）

告書』7（1981）Fig16、47頁）と比較すれば、中尾氏の模式図との相違は明らかである。項目を改めて詳述するが『報告書』7の土壌断面図には、土壌が埋め戻された後に、その上面を覆う1層（薄層と表現されている）が層位のひとつとして表現されている。この断面を素直に評価すれば、SK10043は埋め戻されたのは明らかである。同氏作成の断面模式図（図2-④・⑤）の土壌上面を覆う境界面（SK10043上面）は、模式図とはいえ本来は2本線で表現されなければならない。

以上のように、I-3項で検討した図2-②～④本文と図2-⑤本文、およびI-4項の『報告書』7の断面図、および同氏作成の模式図の齟齬の2点について検討を行ったが、図2-⑤本文で初めて言及された「SK10043の廃絶」ということは、『報告書』7の断面図で確認できる基本的な事実なのである。

繰り返しになるが、SK10043の廃絶時期と前期難波宮整地層の形成時期には断絶が存在するとの理解が整合的である。以下において『報告書』6（1970）と『報告書』7（1981）を基本資料として、筆者の難波宮下層遺跡（SK10043を含む）の理解を記す。

（5）前期難波宮下層を基盤とする建物と前期難波宮整地層を基盤とする建物

前期難波宮下層遺跡の基盤層は、『報告書』6（1970 Fig13 第16次調査地区）土層模式図によれば（図4）、II.赤褐色粘土地山と、III層がIIの赤褐色粘土地山を切る柱穴（難波宮下層遺跡柱穴）と表記される。これにより、前期難波宮下層遺跡は、前期難波宮内裏前殿区画（以下、内裏前殿区画と表記）における、赤褐色粘土地山を基盤とし

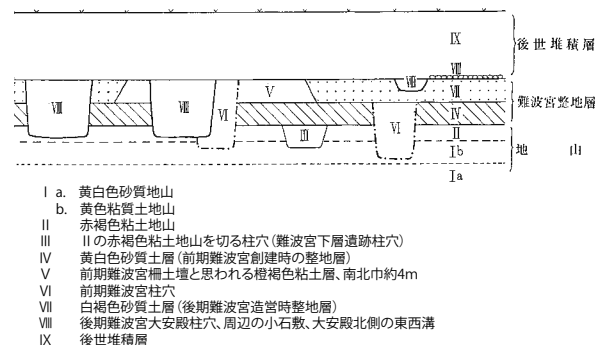


図4 内裏前殿区画第16次調査地区土層模式図
（『報告書』6 Fig13 1970）

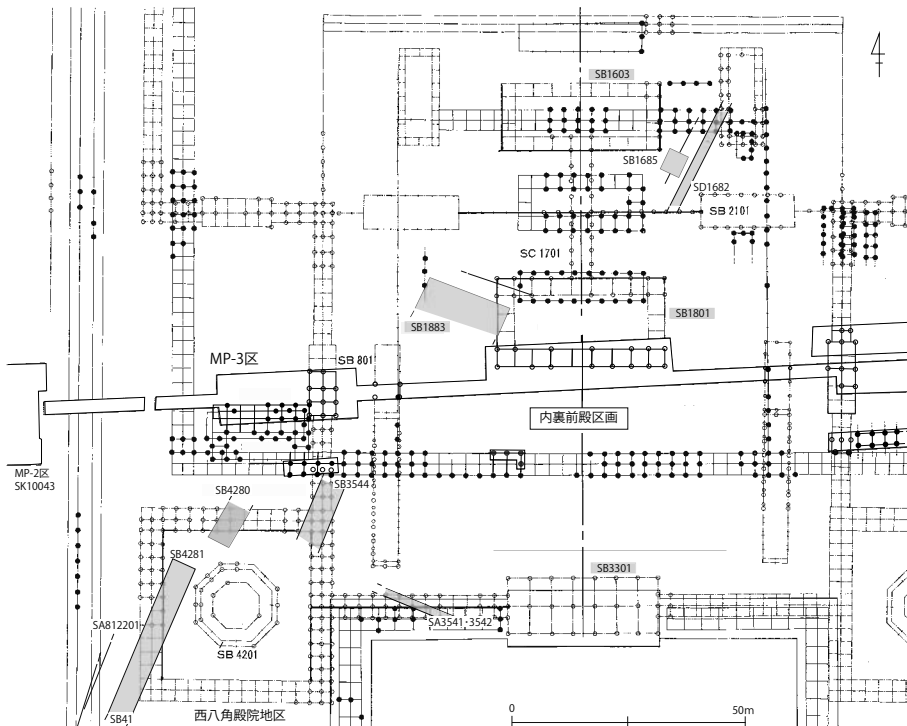


図5 内裏前殿区画の下層遺跡遺構（網かけ）と正方位建物との関係
（『報告書』7に加筆）

て掘り込まれた遺構であることがわかる。

前期難波宮下層遺跡（図5）には、内裏前殿区画の地山を基盤にする建物遺構としてSB1883、SB1685、SB4280・4281と溝跡SD1682などがある。これらは改めて詳述するが（Ⅱ-2・3）、建物の主軸は北で東に振れ、溝も同一方向であることが共通する。SB1883は正方位に主軸をおく建物の内裏前殿（SB1801）と西側で重複する（図7）。SB1883は東に振れる建物群の中では、もっとも立派であると評価された（南2014）。

『報告書』6（1970注4 50頁）には、地山面についての検討経過が詳しく記されている。要約すれば、1.赤褐色粘土地山の表面はほぼ平坦であること。2.この層面に柱穴があることから、難波宮造営前の遺構面であること。3.この層は当初整地層と思われたが、遺物を包含しないことや、黄色粘質地山との境が漸移的で画然としないことから地山と判断したと記す。

この観察で注目すべきは、地山面が平坦であり、この面を基盤にした遺構が前記した下層遺跡の建物群なのである。したがって、赤褐色粘土地山が平坦であったのは、SB1883などの造営時において、それ以前の遺構面を削平・整地したためと想定されよう。

以上の検討から、SB1883などの主軸を北で東に振る

建物群とSK10043は、遺構基盤面においては、赤褐色粘土地山と黒灰色粘質土層という相違があるものの、ともに前期難波宮整地層の下層面を基盤にする遺構であることが理解できる。

一方、前期難波宮整地層は、『報告書』6の断面図（1970 Fig13 45頁）では、IV.黄白色砂質土層（前期難波宮創建時の整地層）として注記されている（図4）。これを基盤にする建物は、内裏南門（SB3301）、内裏前殿（SB1801）、内裏後殿（SB1603）や前殿と後殿を結ぶ軒廊（SC1701）である（図5）。

よって、前期難波宮の建物は、基盤層を基準にすれば、赤褐色粘土地山を基盤にする遺構群（前期難波宮下層遺跡）と、上層の前期難波宮整地層を基盤にする正方位の建物群に区別できる。

（6）前期難波宮下層遺跡SK10043の評価

SK10043は阪神高速道路東大阪線建設に伴う橋脚部の調査（橋脚MP—2区『報告書』7 1981）によって検出された土壌である（図3）。調査区内で6基の土壌が整地層下の遺物包含層（黒灰色粘質土）を切って検出されたが、遺物を豊富に包含していたのはSK10043である。

SK10043の位置は、旧地形復元図によれば（図6）、西からの谷筋の奥にあり斜面地であったことが想定される。この地点から東（50～80m）には上町台地がひろがり、主軸方位を北で東に振る建物や、正方位に主軸をおく建物が造営された難波宮の中心地である。

SK10043から出土した遺物は、須恵器、土師器、自然木、植物種子、加工痕跡のある木片、手斧の削り屑が多数を占める中で木簡2点も出土した。嶋倉巳三郎氏の報告（『報告書』7 1981 211～215頁）では、手斧屑、削り屑など木質遺物の80%がヒノキ材で大部分が建築用材の廃棄物であろうといわれた。土壌内には炭や灰、粘土が幾重にも堆積し、土器は2次的に火を受けた痕跡が認められることから、廃棄にあたって土壌内や周辺で焼却されたと推測される。

SK10043の基盤層は、『報告書』7（1981）によれば

黒灰色粘質土層で、この上面に構築されている。土層の性格は前期難波宮造営に伴う廃棄物の処理であると解釈され、「土壌内埋土と、難波宮整地層との間に介在する薄層はこの土壌上にのみ認められるので、土壌内に塵芥を投棄した直後に薄く覆土したと考えられる。」（49頁）という。

薄層というのは、SK10043の上面を覆う土層のことで、I-（4）で言及した同土壌廃絶後の層である（図3に薄層と表示する層面）。層厚は5～6cmあるものの土質や土壌の色調の記述はない。本文では土壌上にのみ薄層が認められるというが、断面図（『報告書』7 1981 47頁 Fig16）では、土壌上面の薄層は図面両端の土壌外に広がり方が表現されていて、本文の記述と断面図が整合していない。

（7）SK10043を覆う薄層

SK10043の断面図を素直に理解すれば、薄層はこの土壌と上層の難波宮整地層の間に介在する。『報告書』7（1981）の記述通りであろう。土壌は東の台地に造営されている建物群SB1883やSB4280・4281（難波宮下層遺跡）などの建築廃材を投棄して埋められたと推定される。よって、SK10043の埋め戻しと前期難波宮整地層の形成とは関連することはなく、埋め戻した後に前期難波宮整地層が形成されたとするのが、土層の理解としては整合的である。

何よりも調査現場での土層観察は、薄層を上層の前期難波宮整地層には含めていないことが重要である。前期難波宮整地層とは層位を異にすると評価された上での断面表現なのである。

以上がSK10043の調査報告の内容と筆者の理解である。同土壌の存在が示唆するのは、1.土壌が機能した時期には、前期難波宮下層遺跡の建物（SB1883、SB4280、SB4281など）の造営があったこと。2.同土壌は廃棄物で満たされた時点で埋め戻され、この上面に薄層がおかれたこと。3.この時期は土壌から出土した須恵器を標識にすれば、難波編年の難波Ⅲ中段階に相当すること（（財）大阪市文化財協会『難波宮址の研究』第11 2000 以下では『報告書』11（2000）と省略する）。4.同土壌から出土した「贄」木簡は、土壌近傍に天皇の居所の存在が予想されること。5.一定の時期において前期難波宮

の整地が行われたこと。以上の5点である。

よって、前期難波宮整地層を基盤とする正方位に主軸をおく建物の造営の時期は、同土壌が埋め戻された以降のことで暦年代は7世紀中葉以降である。飛鳥時代土器編年（尾野2019）では、須恵器杯H身・蓋の口縁部直径についてみればF様相である。土師器杯Cは完形品が少ないものの径高指数（口径/器高×100）ではb様相に相当する。須恵器は飛鳥Ⅱ、土師器は少し古く飛鳥ⅠからⅡの時期（645～675年）に比定される。

木簡は2点出土し、そのうちの1点は東野治之氏（『報告書』7 1981 96～97頁・194～195）によって、「比□[罷力]尔ア」と釈読された。「比□」は枇杷、「尔ア」は贄である。SK10043から北に約450m地点の調査において、幅60m以上、深さ8mを超える東西方向の谷が検出され、16層から31点の木簡が出土した（江浦2000）。この一群の中に「<委尔ア栗□□」（4号木簡）と「戊申年」（11号木簡）銘木簡および「委尔十□（沙力）因支鉄」木簡（古市2008）があり、この紀年銘木簡は大化4年（648）とする（榮原2014）。隣接する2地点から「贄」表記木簡が出土したことは、1.荷札木簡の出土地点は2例とも宮殿が立地する台地の西側谷地で近接していること。2.後者の紀年銘木簡によって荷札に記載された物品を取り扱う役所と天皇の居所の存在を想定しえる資料である。

「<委尔ア栗□□」木簡と同じ地点からは「<王母前□（立力）□□□」（9号木簡）と釈読された木簡も出土している。榮原永遠男氏（榮原2000・2014）は、「王母」に対する「贄」として貢納され、宛先である「王母」側で廃棄されたのであろうという。よって木簡が出土した谷地の台地上には、「王母」にかかわる役所が存在した蓋然性は強いだろう。森公章氏（森2006）も榮原氏の見解を受けて「王母」は皇極前大王であるといわれた。

このように、上町台地西側の谷地の2か所で出土した木簡は、台地上において孝徳天皇や皇極前大王に関わる役所の存在や、両者の居所が近くに存在したことを裏付ける資料と評価できる。

以上、中尾氏が1986年ごろから1991年にかけて発表された前期難波宮造営年代に関する諸論文の本文と挿図との齟齬、およびその変遷についての検討である。

結論を述べれば、遺構が存立した基盤の違いによっ

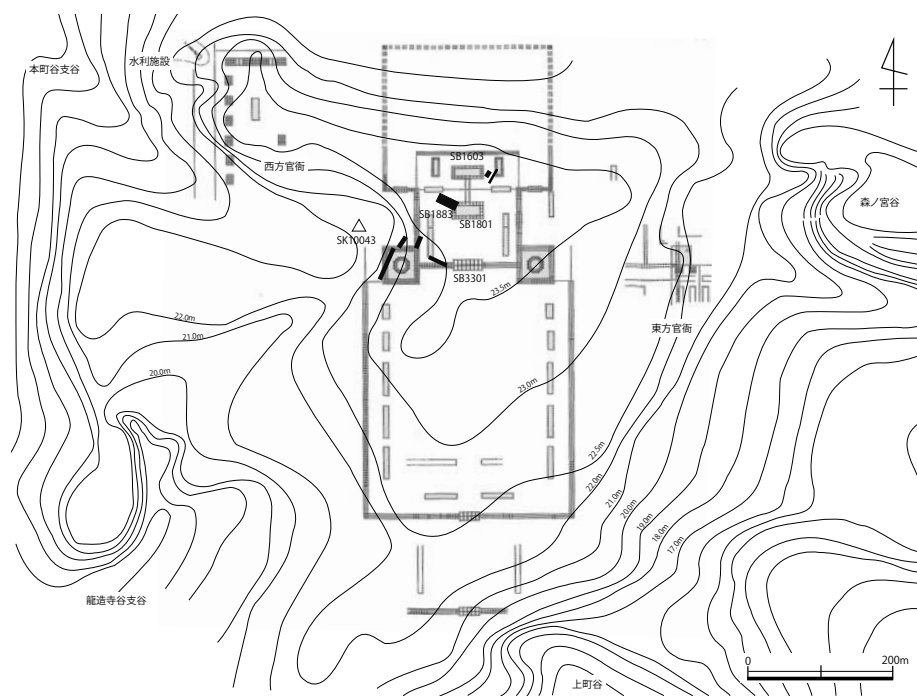


図6 旧地形復元（木原 1984）と下層遺跡（黒表示）・SK10043、前期難波宮殿舎配置

て、1. 前期難波宮下層遺跡と、2. 前期難波宮整地層を基盤にする遺構に区分できる。このうち前期難波宮下層遺跡は、内裏前殿区画のSB1883など赤褐色粘土（地山）を基盤にする建物群と、黒灰色粘質土を基盤にするSK10043などがある。遺構の時期は、SK10043から出土した土器や木簡などから7世紀中葉の造営になる孝徳朝の時期に比定される。

一方、前期難波宮整地層を基盤にする建物は、殿舎配置が復元されたもう一つの前期難波宮であると考えのがもっとも整合的である。内裏南門（SB3301）から内裏前殿（SB1801）、内裏後殿（SB1603）が建物主軸を正方位において南北に配置されている。これらの遺構の時期は後述するが、SB1883と内裏前殿（SB1801）の柱掘方の重複関係をみると、SB1883の柱掘方が内裏前殿（SB1801）の柱掘方と重複する（図7）。よって、下層遺構が全廃したのちに前期難波宮整地層を基盤にする内裏前殿（SB1801）は天武朝期の難波宮に比定できよう。

II. 前期難波宮下層遺跡の検討

孝徳朝の前期難波宮遺構が赤褐色粘土地山を基盤にする見通しがついたことで、内裏前殿区画で検出された前期難波宮下層遺跡の検討をおこないたい。

（1）旧地形復元と孝徳朝・天武朝難波宮の遺構

図6は木原克司氏（木原 1984）の「上町台地北部の微地形と難波宮下層遺跡掘立柱建物」に掲載された旧地形復元図である。復元された地形上にある掘立柱建物（5～7世紀中）の検出地点の特徴について、「台地平坦部から開析谷に移行する緩斜面地に立地する建物は、時期を問わずおおむね等高線に平行もしくは直交する棟方位を設定している。」（202頁）とされたが、復元された旧地形は7世紀中ごろまで存在していたことを示すのであろう。このことは、「京の存在がほぼ確実視される後期難波

宮の造営時にも、約方1kmと考えられる宮域の末端部まで完璧な形で整地がおよんでいなかったことを物語る。」（199頁）との指摘に通じるものといえよう。

図6によれば、台地中央部の標高23.5mの等高線が、北東から南西に走行する平坦地と、台地中央部から北西に走行するやや幅の狭い平坦地の存在を描出し、台地周辺には、東・西あるいは南から深い開析谷が入っていることがわかる。

木原氏作成の復元図（木原 1984 Fig83）には、正方位の前期難波宮も入れられており、旧地形上の宮殿の立地環境が明瞭である。この図に前期難波宮下層遺跡の建物群を重ね合わせたのが図6である（黒表示）。この図によって、建物の主軸方位を北で東に振るSB1883は、内裏前殿（SB1801）と西で重複する位置にあって、安定した地盤上を占地していることがわかる。西北の建物群は、旧地形では斜面縁辺部にあたる。いずれにせよ、主軸を北で東に振る建物群と旧地形の関係は、北東から南西方向にのびる台地方向に一致し、台地の走行方向に制約された立地であるといえよう。

（2）明日香地域の建物主軸方位

明日香地域における飛鳥時代の宮殿や豪族の大型建物のなかにも建物の中心軸を自然地形の走行方向にある遺

跡が報告されている。

飛鳥京第Ⅰ期遺構は、舒明天皇の飛鳥岡本宮に比定されている。630年に造営されたが636年に火災で焼失したとあり、調査でも火災痕跡が確認された。飛鳥京の下層から検出された遺構である。第Ⅲ期遺構の内郭に重複するSA0522・0523とSAS6916・8103、およびエビノコ郭の南で確認されたSX9014・9028である。建物の主軸は飛鳥川の流路に沿う方位をとり、北で約20度西に振るのが特徴である。同地点の宮殿は、第Ⅱ期遺構の飛鳥板蓋宮（皇極天皇643年）以降、建物主軸が正方位に造営される（奈良県立橿原考古学研究所2008）。

島庄遺跡は石舞台古墳の西の地域に営まれた。相原嘉之氏（相原2011）によれば、Ⅰ～Ⅲ期（600～670年代）までは西偏する建物であり、Ⅳ期（670年以降）には正方位建物が建てられた。この建物については、「Ⅳ期は大規模な土地造成と設計計画のもと造られた宮で、草壁皇子の嶋宮に対応する。」という。

稲淵遺跡は稲淵川とフグリ山にはさまれた低地に所在する。検出された遺構は、石敷（SH010）が広場の中央にあり、これを挟んで南には四面廂の掘立柱建物（SB001）と北側に南廂の掘立柱建物（SB002）、東側には西廂の掘立柱建物2棟（SB003・004）が連なる。現状では建物構造の全体は把握されていないが、石敷面の存在や細長い建物を連ねることなどから、7世紀中ごろに造営された宮殿跡と推定されている（奈良国立文化財研究所1977）。同遺跡については、『日本書紀』『孝徳紀』の白雉4年（653）是歳条および同5年（654）12月8日条に記された「倭飛鳥河邊行宮」に比定され、斉明の行宮説が有力である（黒崎2006）。

以上が明日香地域における建物主軸の変遷の概要である。これらの調査成果により、自然地形に制約された建物主軸が正方位に変更されるのは7世紀中ごろ以降であるとの見通しがえられる。宮殿遺構で建物主軸が自然地形にある飛鳥京第Ⅰ期遺構や稲淵遺跡から、正方位におく宮殿の出現は飛鳥京第Ⅱ期遺構とされる。しかし、第Ⅱ期遺構は調査そのものが限定的で第Ⅲ期遺構との関係は未解明である。

一方、上町台地では主軸を正方位におく建物が、台地の平坦部をすべて占地するように配置された。上町台地の旧地形復元の成果に照らせば、前期難波宮の2つの宮

殿は、地形に制約を受けた主軸方位を北で東に振る建物群（SB1883など）と、正方位にある建物群に区分され、造営された時期に新旧のあることは明らかである。

以上のように、飛鳥京の諸宮殿と前期難波宮の2つの宮殿建物は、斉明朝から孝徳朝にかけて正方位建物ではなかった蓋然性が強いといえる。

（3）内裏前殿区画における前期難波宮下層遺跡と前期難波宮整地層の遺構群

前期難波宮下層遺跡を検討されたのは、木原克司氏（木原1984）と黒田慶一氏（黒田1988）、南秀雄氏（南2014）である。

黒田氏は「前期難波宮の西八角殿院から内裏にかけてみられるN23°Eの方向をもつ建物・柵列・溝群は、台地の平坦面を南北180m以上、東西110メートル以上にわたって占地し（中略）、7世紀後葉以降の官衙施設の先駆的形態とみられる点で特質すべきものである。」（328頁）とされ、前期難波宮下層官衙遺構を「難波大郡」に比定された。また同氏は主軸を東に振る建物跡を正方位に直した図面を作成され、SB1883を殿舎の中心施設として浮かび上がらせた。これは下層遺跡を評価する上で重要な成果であり参照させていただいた（図13）。

以下では、黒田・南両氏が示された中心軸が北で東に振る建物群と、正方位建物群との関係性を検討したい。筆者が使用した建物主軸の振れや柱掘方の規模は、記載のある数値以外は報告書の図面上で読み取ったものである。

（4）主軸を東に振る建物（SB1883）と主軸を正方位におく内裏前殿（SB1801）の関係

内裏前殿区画の建物（図5）内裏前殿区画における中心軸が北で東に振れる建物群の分布は、正方位に主軸をおく建物の内裏前殿（SB1801）から内裏後殿（SB1603）にかけての東側と、内裏前殿（SB1801）に接する西側、および西八角殿院地区に集中する。東八角殿院と内裏南門（SB3301）の南では遺構はまとまらない。SB1883は都市計画道路築港深江線の路面上にあり、未解明な部分が多く残された。本論は内裏前殿区画と西八角殿院地区の遺構に限った検討である。

SB1883は内裏前殿（SB1801）の西で重複する建物で、柱掘方の北辺桁行と西隅で南に1間分の柱穴跡が検出さ

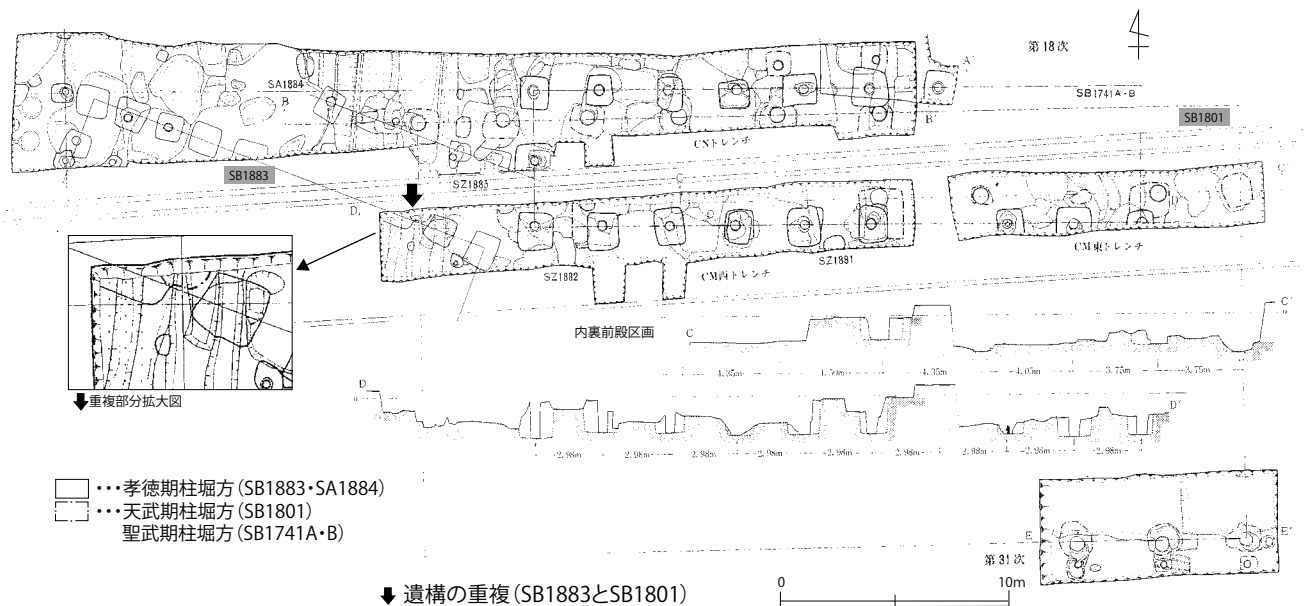


図7 下層遺跡 SB1883 と前期難波宮跡内裏前殿 (SB1801) (1970 一部改変)

れた(図7)。このため、西側がこの建物の西限になるが東側は不詳である。『報告書』6(1970 88頁)の記載は、「桁行10間、梁行1間以上で、柱間寸法1.85mほどの掘立柱建物である。この建物の3.6m北に建物に平行して柱間約2mの柱列(SA1884)が検出されている。」と簡略である。SB1883の評価はなく、内裏前殿(SB1801)との関係についても触れていない。

掲載図から読み取れる9か所の柱掘方の平面規模(東西×南北)は、1.2～1.5×1.2～1.5mである。西隅柱から南の梁行柱掘方は1.2m×1.5mである。東西隅柱の掘方の規模は大きいものの、一辺は平均して1.3～1.4mの規模である。柱痕跡は3か所で検出され、柱直径は約40cmである。東西方向の建物の規模は、桁行10間で東西隅柱の心々は約19mに復元された。SB1883の特徴は、建物の主軸がN23°Eに振れて、桁行の柱間寸法の狭いことが際立つ。

SB1883の北に3.6m離れて桁行方向に平行する1本柱列の堀(SA1884)がある。柱掘方は3か所確認され、西端の掘方規模は1.1×1.3m、柱痕跡は直径40cmである。柱間は約2mあり、東西に約8m検出されている。

内裏前殿(SB1801)は建物主軸を正方位におき、「東西棟9間(36.3m)×5間(19.0m)の掘立柱建物で、梁行3間の身舎の4面に廂のついたものであろう。柱間寸法はやや異同があるが、桁行柱間は中央にいくにした

がって広がっている。(中略)柱径は北側柱で60cm、身舎柱で73cmという大きなものである。柱抜き取り穴からは、いずれも焼壁・焼土・炭化物が出土している。(中略)この建物は第36次調査までに発見された前期遺構中最大の規模を有しており、恐らく前期難波宮の中心建物であったと考えられる。」という(『報告書』6 1970 86頁)。『報告書』6(1970)には、柱掘方の規模などの詳細な記述はない。植木久氏は、「掘方の大きさは、最も残存状況の良いもので身舎が2.0×2.5m、側柱が1.6×2.0m、柱径は身舎が70～75cm、側柱で60～65cmというように、身舎柱と側柱に規模の差が見受けられる。」(植木1999 35頁)といわれた。

大津宮内裏正殿(SB015 図13)は、建物の東南部分が調査され、桁行3間以上(9.04m)、梁行2間以上(5.2m)で、身舎に四面廂がつく東西棟建物に復元された(林2001)。この建物の柱掘方の規模は、一辺約1.1～1.3mの方形を呈する。林博通氏は桁行7間(21.3m)、梁行4間(10.4m)の規模があり、内裏全体の中心的建物であるといわれた(林2001)。

SB1883と大津宮内裏正殿(SB015)の規模を比較すれば、SB1883の東西規模(約19m)や柱掘方の規模は内裏正殿(SB015)に近似する。一方、前期難波宮内裏前殿(SB1801)と大津宮内裏正殿(SB015)は、内裏の殿舎配置や建物規模、柱掘方規模、柱直径など相違点がめだつ。

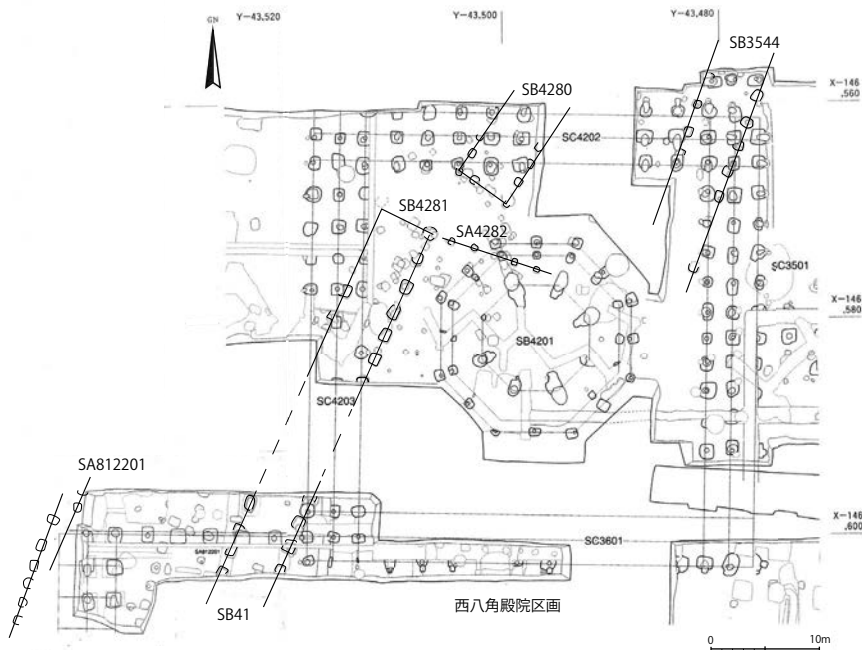


図8 前期難波宮西八角殿院区画の下層遺跡分布
（『報告書』13 2005 に加筆一部改変）

内裏前殿区画東方の建物（図5・10） SB1883の北東約50mには、主軸を北で東に振る建物や堀、溝が検出されてSB1883との関連性が考えられている（『報告書』6 1970）。建物はSB1685とこの建物に取りつく堀（SA2194）、および東の溝（SD1682）である。SB1685は桁行3間、梁行3間の総柱建物で門であるという。溝（SD1682）はN20°Eに振れて堀（SA2194）に平行する。溝の幅は約1.5～2mの規模である。

SB1883に付属する堀（SA1884）と門（SB1685）に取りつく堀（SA2194）とは、堀（SA2194）から西へ約30m隔てて、さらに南に約44mで堀（SA1884）が位置する。

西八角殿院区画の建物（図5・8） SB1883から南西約50～100mの西八角殿院区画には、主軸を北で東に振る南北棟建物と堀がある。SB1883に直交する建物群である。

SB3544は西八角殿院回廊の北東隅で検出された建物である。建物主軸をN20°Eに振る南北棟の柱掘方が検出された。桁行方向の西側柱列は3間以上で9mが検出され、東側は4間以上で17mが検出された。柱間寸法は2.5mの等間隔で梁行は5mである。

SB3544に直交するSA3541・3542が、東に約20メートルの地点で検出された（図5）。SA3541とSA3542は

1.9mの間隔をあけて平行する柱列である。SA3541は東で南に約21°振れる。柱掘方は1辺75～100cm、柱径約30cmである。柱間は約1.9mである。SA3542は6間分が検出されている。柱掘方の規模や柱間などはSA3541と同じである。この2つ柱列は1つの建物になると報告（『難波宮址の研究』第10 1995）されている。

SB4280は西八角殿院北回廊（SC4202）の一画で重複する。建物主軸N33°Eを示す南北棟の柱掘方が検出された。桁行方向の西側柱列は3間以上で7mが検出され、東側は3間以上で6mが検出された。柱間寸法は2.0mの等間隔である。梁行は南を限る2間の柱痕跡が検出された。東側の南北建物SB3544とは10mほど隔てるが、建物主軸の振れや

柱掘方の規模に相違がある。

SB4281とSB41は、西八角殿院の西側で検出された。西回廊（SC4203）と回廊南西隅で重複する。またSB4281とSB41は、建物主軸がN23°Eを示して柱筋が通ることから一つの建物であるという（黒田1988・南2014）。SB4281の桁行方向の東側柱列は6間以上で15mが検出されたが、西側の柱痕跡は部分的な検出に留まっている。梁行は2間の5mである。柱間寸法は2.5mの等間隔である。SB41は西側では3間以上で8mが検出され、東側では3間以上で7mが検出された。柱間寸法は両建物とも2.5mの等間隔である。

SB4281とSB41が同一の建物であれば、桁行15間以上（37m）、梁行2間（5m）の長大な南北棟建物と想定される。またSB3544とは東西に約20mの間隔がある。建物主軸の振れの角度や柱間寸法が同一であることから、同時期に東西に平行する長殿的な建物の存在が想定されよう。堀（SA4282）はSB4281の北東隅柱掘方に重複して東にのびる1本柱列である。東西の傾きはSB4281と直交する。柱掘方の1辺は50～60cmで小振りである。5間以上あり柱間は約2mの等間隔である。

SB41から西に4mの地点に同建物と同一方向の堀（SA812201）がある。2間分の柱痕跡が検出され、柱

間寸法は 2.0 m である。堀 (SA812201) から西に接して別の 1 本柱列が検出されている (この建物には付番がない)。この柱列は N19° E の振れを示すことから、堀 (SA812201) とは時期を異にするのであろう。

前期難波宮下層遺跡の SB1883 を中核的建物と位置づけた上で遺構の検討をおこなった結果、SB1883 は建物主軸を N23° E に振るが、この方位に一致するのは、内裏前殿区画の東方では、SB1685 とこれに取り付く堀 (SA2194)、及び溝 (SD1682) である。西八角殿院区画では、SB3544、SB4281・SB41 と堀 (SA812201)、及び溝 (SB1883)、東西棟に平行する堀 (SA4282、SA3541・3542) などである。よって、SB1883 の西を限るのは堀 (SA812201) と想定される。SB1883 の中軸線から堀 (SA812201) までは西に約 44m である。

(5) SB1883 と内裏前殿 (SB1801) 柱掘方の重複にみる建物の先後関係 (図 7・8)

SB1883 と内裏前殿 (SB1801) の柱掘方の重複が確認できるのは、SB1883 の桁行柱掘方の東隅から西に 3 番目の掘方と、内裏前殿 (SB1801) の梁行隅から 2 番目の柱掘方である。明らかに後者の掘方によって前者が破壊されたという先後関係がみられる (図 7 矢印部分)。

西八角殿院区画では、西八角殿 (SB4201) の四周を囲む複廊 (SC4202・4203・3601・3501) の柱掘方や、朝堂院の西面回廊 (SC8122019)、あるいは内裏南門 (SB3301) と西八角殿院東面回廊 (SC3501) を結ぶ南面回廊 (SC3601) において、北で東に振る建物柱掘方と重複する関係が各所でみられる (図 8)。

SB3544 は北面回廊 (SC4202) と東面回廊 (SC3501) の柱掘方により 5 か所に重複がみられ、SB4280 は北面回廊 (SC4202) の柱掘方によって 3 か所が破壊されている。SB4281・SB41 は西面回廊 (SC4203) と朝堂院北面西柱列 (SC812201) の柱掘方によって 5 か所で重複がみられる。SA3541・3542 は南面回廊 (SC3601) の柱掘方によって 3 か所の重複がみられる。

いずれの地点でも、北で東に主軸を振る建物掘方は、正方位に主軸をおく建物の掘方によって破壊されている。よって、正方位に主軸をおく建物は、北で東に主軸を振る建物より新しいことがわかる。

以上の検討において、前期難波宮は、宮殿建物が造営

された基盤に相違があることや、SB1883 は上町台地のもっとも安定した地に東西棟方向に建設された建物であることが判明した。これに対して西八角殿院地区の SB4281 などは、SB1883 と直交する配置をとる。

よって、SB1883 は前期難波宮下層遺跡内における正殿建物として評価できよう。このことは、前期難波宮には 2 時期の宮殿が存在した蓋然性が強いことを示唆する。SB1883 の造営時期は、SK10043 が同建物などの建築に伴う廃材を処理した土壌であること、また「贅」荷札木簡が出土したことから、孝徳朝期の宮殿であると考えられる。

一方、SK10043 が廃絶したのちには、前期難波宮造営のための整地層が造成された。これを基盤にする建物が、内裏前殿 (SB1801) など正方位に主軸をおく建物などである。

Ⅲ. 正方位に主軸をおく建物が天武朝の造営であることの論証

以下において正方位建物の成立時期を証明する資料の検討を行い、天武朝成立説の補強としたい。方法論としては、1. 正方位に主軸をおく建物の火災痕跡の広がり の検討。2. 西方官衙の西の谷にある湧水施設 (SG301) の問題点、および同施設から出土した「謹啓」・「山部王」木簡の検討。3. 内裏前殿区画の東西堀 (SA1602・1604) の検討。4. 内裏前殿区画の東西堀 (SA1602・1604) と藤原宮掘立柱堀 (SA2060) の関係の検討。以上 4 点である。

(1) 正方位に主軸をおく前期難波宮の火災痕跡の広がり

正方位に主軸をおく前期難波宮の調査で出土した焼土・焼壁の出土地点は、以前に大庭重信氏 (大庭 2012) のものを参考に作成したが (泉 2018a・b)、内裏前殿 (SB1801) と内裏後殿 (SB1603) および両殿舎を結ぶ軒廊 (SC1701) の柱抜き跡からも、大量の焼土と焼壁が出土している。『日本書紀』朱鳥元年 (686) の記事によれば、火災は大蔵省からの出火であることがわかる。内裏前殿区画ではすべての建物が消失するほど大規模であり、さらに東・西八角殿院、回廊、朝堂院から宮城南門まで、および西方官衙までの広範囲なものであった。よって、正方位に主軸をおく前期難波宮は、火災で

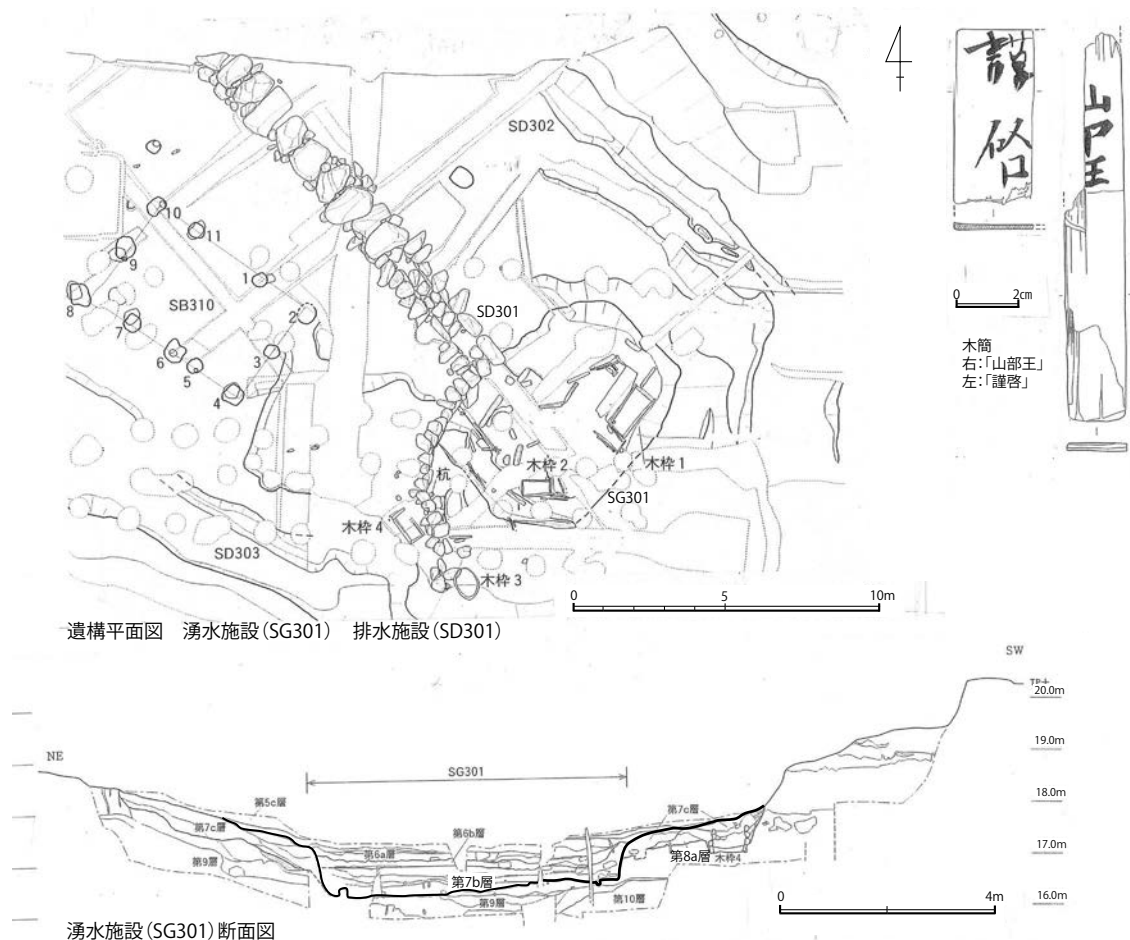


図9 水利施設 (SG301・SD301) と木簡 (『報告書』11 2000 一部改変)

焼失した天武天皇の前期難波宮であると理解できる。

一方でSB1883を検出したCN地区第Ⅰ次拡張区の調査では同建物の柱掘方から焼土・焼壁が出土したことには触れられていない (『報告書』6 1970)。つまり調査の過程では火災痕跡が認められなかったと理解できる。SB1883は朱鳥元年(686)の宮殿消失とは無関係であり、それ以前に廃絶していたことを裏付けているともいえる。

(2) 水利施設の構築時期と「謹啓」・「山部王」木簡の検討(図9)
水利施設の概要 水利施設 (SG301・SD301) は、旧地形復元図によれば (図6)、標高23mの等高線が台地頂部から北西に走行する平坦面の先端に西方官衙が所在するが、この北西隅の谷地に築かれた。このうち湧水施設 (SG301) から「謹啓」・「山部王」など3点の木簡が出土した。

水利施設を調査された佐藤隆氏 (『報告書』11 2000) は、「その(造営)年代は谷の堆積層(第8a層)のも

っとも新しい土器や客土(第7c・7a層)に含まれる多量の土器が難波Ⅲ中段階に属し、7世紀中葉とすることができ。」(248頁)と評価された。同氏は水利施設築造が孝徳朝難波宮に伴うものであるというが、筆者は排水施設 (SD301) の検討を行い、同施設は7世紀中葉以降の築造であろうと指摘した (泉2018a・b)。本節では湧水施設 (SG301) の問題点と、ここから出土した「謹啓」・「山部王」の2点の木簡について、同氏が主張された孝徳朝説が有効であるのか再検討する。

湧水施設 (SG301) の問題点 湧水施設 (SG301) は谷に直行し、平面規模は約8×5m、深さ約1mの隅丸長方形の池状を呈している。肩部は部分的に花崗岩が積まれているが、大部分は粘土を盛って固めたものである。谷側の西北辺で排水溝 (SD301) が接続する。溝の中心軸は北で西に約40°振る。検出された溝の長さは約13.5mあり、内法は幅約50cm、高さ約1mの巨大な石組みの暗渠施設である。

SG301の中には、木柱1 (1.6×0.8m、深さ0.7m)

と木杵 2 (1.0 × 0.6 m、深さ 0.7 m) があり、外側には木杵 3 とする丸太材を割り抜いた井戸 (直径 2 m)、および木杵 4 (0.6 × 0.6 m) がある。興味深いことに、木杵材は建築部材が転用されたようで、これらは湧水施設内や周辺、あるいは SG301 内に堆積する第 7b 層・第 6b 層から出土している材と同じものであるという。よって、これらの木杵は湧水施設 (SG301) が廃絶した後の遺構である。

SG301 と SD301 の基盤土は第 8a 層 (自然堆積土) である。6 世紀から 7 世紀中葉の遺物を包含するという。ここに第 7c 層とする土砂が整地層として入れられ、谷間の中央に SG301 が地山の第 11 層まで掘り下げられた。『報告書』11 (2000) では、「地山を掘込んだ SG301 でこのときすでに水がかなりの勢いで湧き出していたことは、発掘調査中の経験から想像できる。その湧水によって SG301 の中には第 7b 層が堆積していた。」(248 頁) と記す。SG301 の整地土は台地上から運ばれた土砂や SG301 の掘削土が使用されたが、整地土 (第 7c・7a 層) からは多数の土器が出土したようで、「これらの土器は、台地上に展開する前期難波宮の殿舎の柱穴から出土するものや、その造営に伴う整地層に含まれるものと同じ様相をもつ。」(248 頁) として、水利施設の造営は 7 世紀中葉に比定されたのである。

SG301 の築造時期は 7 世紀中葉であるといわれるが、水利施設の第 7a・7c 層と前期難波宮跡整地層に含まれる土器型式が同一であれば、その土層の形成は、7 世紀中葉まで台地上にあった遺跡の削平土を整地土として谷地に投入したことに他ならない。よって、同施設 (SG301) は、7 世紀中葉以降の築造であると理解するのが穏当である。

さらに SG301 固有の問題点は、調査者が「泉施設」と呼称したように、地下水がかなりの勢いで湧出していたことである。これは築造時に地下水脈を掘り当てたことにほかならない。ここで問題なのは、同施設 (SG301) の第 7b 層がかなりの速さで堆積したと報告されていることである。この堆積層は、灰～暗黄灰色の極細～粗粒砂土壌である。つまり湧水施設の機能としては優秀ではあったが、堆積した土砂の浚渫など日常的な管理を怠れば、早期に埋もれてしまう危険性をはらんでいたことになる。

木杵 1～4 の設置時期との関係は、SG301 が造られ

た後であるというが、木杵 4 について、「上限は内部に水成堆積物がほとんどなかったことから、SG301 の造営時期からさほど遡らない。」(43 頁) という。ほかの木杵については、湧水施設がほぼ埋まった状態の後に設置されたとみられている。つまり、木杵 1～4 の設置は、同施設 (SG301) に土砂の堆積が早く起こった結果、この施設が放棄される過程で別の水利施設として設置されたことを示唆するのであろう。つまり木杵は同施設 (SG301) の存続期間にかかわる問題に直結し、短命であったと理解される。

湧水施設 (SG301) 出土木材 SG301 から出土した木製品は、木簡 3 点のほか祭祀具、木製道具類などがあるが、大半は建築部材で SG301 周辺や同施設の埋土である第 7b 層、第 6b 層から出土したという。『報告書』11 (2000) 第 4 節「前期難波宮水利施設出土木材の樹種同定」によれば、119 点の木材が分析され、そのうちスギ・ヒノキが合わせて 88 点 (74%) あり、その特徴は板材と板状のものが占めるということである (215 頁)。

これに対比できるのが前期難波宮下層遺跡の SK10043 から出土した木製品である。同土壌の木質遺物は 80% がスギであり、その特徴は手斧屑や削り屑など、大部分が建築用材の木っ端や廃材ということである。

SK10043 は、近くにおいて宮殿建築が行われていたことに伴う廃棄土壌であった。ところが SG301 から木っ端や削り屑などの廃材が出土したという報告はない。よって、同じような建築部材ではあっても SG301 の場合は、建物の解体に伴って出た部材を谷地の水利施設などに廃棄されたものと推測される。廃棄建物部材がどこから由来したのかという評価は『報告書』11 (2000) には記述されていないが、重要な問題を内包する。

「謹啓」・「山部王」木簡 (図 9) 木簡は SG301 の第 7b 層から 3 点出土した。第 7b 層は同施設の最下層にあたる。このうち「謹啓」(遺物番号 533) と「山部王」(遺物番号 534) 木簡に注目したい。

「謹啓」木簡は両面に墨書が認められる。木簡の上端が残り、「謹啓」の書き出しで始まるが下部は失われている。裏面は「□ (初力) 然而」と釈読されている。市大樹氏 (市 2010) が、「7 世紀中葉とみられる難波宮木簡のなかには、「啓」の書式で書かれた文書木簡が存在する (木研 21-59-2 号) 点は重要である。」という木簡がこれ

にあたる。

7世紀代の遺跡で「謹啓」木簡が出土しているのは、飛鳥池遺跡北地区2点、石神遺跡1点である。この内、飛鳥池遺跡木簡は、紀年銘木簡の年代から天武6年（677）から持統6年（687）ごろまでのものである（市2010）。石神遺跡木簡は南北溝SD1347 Aから出土し、この溝からは天武10年（681）から朱鳥元年（686）までの紀年銘木簡も出土した（市2005）。以上の事例より、SG301から出土した「謹啓」木簡は、孝徳朝木簡ではなく、天武朝期の木簡であれば飛鳥池遺跡や石神遺跡出土の木簡とも整合する。

「山部王」木簡は残存する上半部に記され、その上下には墨書がなくこの3文字だけである。『報告書』11（2000）では、「山部王の名は（中略）伴出遺物の年代からみて、この木簡に記された人物は天武元年、壬申の乱において没した「山部王」の可能性が有る。」（71頁）と評価された。

『報告書』11（2000）では、水利施設の造営年代を繰り返し7世紀中葉であると評価されたが（85・248頁）、水利施設が築造された年代観（650年）と、出土した「山部王」木簡の歴史的な経緯についての検討はされていない。なにより孝徳朝に築造されたといわれる水利施設の最下層の堆積土中に、天武朝期の廃棄木簡が混入することなどあり得ないだろう。湧水施設が谷地に設置されたことで、不断の管理を必要としたことは調査時の所見であったはずである。650年に築造されたとする施設が、天智朝を挟んで天武朝まで長期間にわたって管理が行われたことなど到底考えられない。

よって、水利施設の築造は、この点からも7世紀中葉の孝徳朝ではなく、天武朝における正方位の前期難波宮の造営に伴うと理解できよう。このようであれば、「謹啓」・「山部王」木簡との整合性も問題はない。

（3）内裏前殿区画の東西塀（SA1602・1604）の検討（図10）

内裏前殿区画で検討するのは、内裏前殿（SB1801）と内裏後殿（SB1603）を南北に区画する東西塀（SA1602・1604）である。

内裏前殿区画の建物の通説的な理解では、中尾芳治氏（中尾1995）が「前期難波宮の規模と殿舎配置」において、内裏前殿（SB1801）と内裏後殿（SB1603）および、こ

の両殿舎を結ぶ軒廊（SC1701）と、2つの正殿を南北に隔てる塀（SA1602・1604）は、共存する建物として理解されている。

東塀（SA1602）は軒廊（SC1701）から東に9間（24.7 m）で東西建物（SB2101）に取りつき、さらにこの建物から3間（7.9 m）で内裏南面回廊に接続する。西塀（SA1604）は全体が検出されておらず、軒廊（SC1701）から西に1間分と、西端の内裏南面回廊への取りつきで1間分が確認されているにとどまる。

ここで注目すべきは、東西塀の遺構説明によれば、「東側塀（SA1602）は、（中略）地山の上に橙褐色粘土で築かれた巾約4 m、厚さ現存20 cm前後の土壇上に建てられている。柱径は約30 cmとやや細いが、その柱穴は現遺構面から1.1～1.7 mあって非常に深く埋め込まれている。」（『報告書』6 1970 86頁）と記されている点である。

『報告書』6（1970）の第16次調査地区の土層模式図（図4）でもV層の説明に、「前期難波宮柵土壇と思われる橙褐色粘土層、南北巾約4 m」とあり、土壇はIV層黄白色砂質土（前期難波宮創建時の整地層）の上に台形の盛土として表現されている（45頁）。

つまり塀の構築にあたっては、1. 橙褐色の粘土によって基壇が築成されていること。2. 基壇は前期難波宮整地層を基盤にすること（本文は地山とする）。3. 基壇幅は4 mで残存高は約20 cmであること。4. 柱径は約30 cmであるが、深さが1.1～1.7 mと深いことが観察されている。しかし、塀が幅4 mの基壇上に構築されていることの評価は『報告書』6（1970）では記されていない。この調査以降でも、内裏前殿区画を扱った諸論の中で基壇をどのように評価するのかということに触れた論文は未見である。

図10の遺構図を参考にすれば、基壇の痕跡が確認されるのは、北で東に23度振れる溝（SD1682）が南端で斜めに切断されている地点があり、基壇北側の裾部にあたる。これは基壇の築造にあたって溝が切られたことを示唆する。ここから南4 mに東西溝（SD1601）が基壇南裾に沿うように検出されている。溝（SD1601）についての記述はないが、幅は60 cm以上、東西に7 m以上が検出されている。塀（SA1602）の雨落ち溝なのであろう。よって、『報告書』6（1970）で掘立柱柵列とされた塀

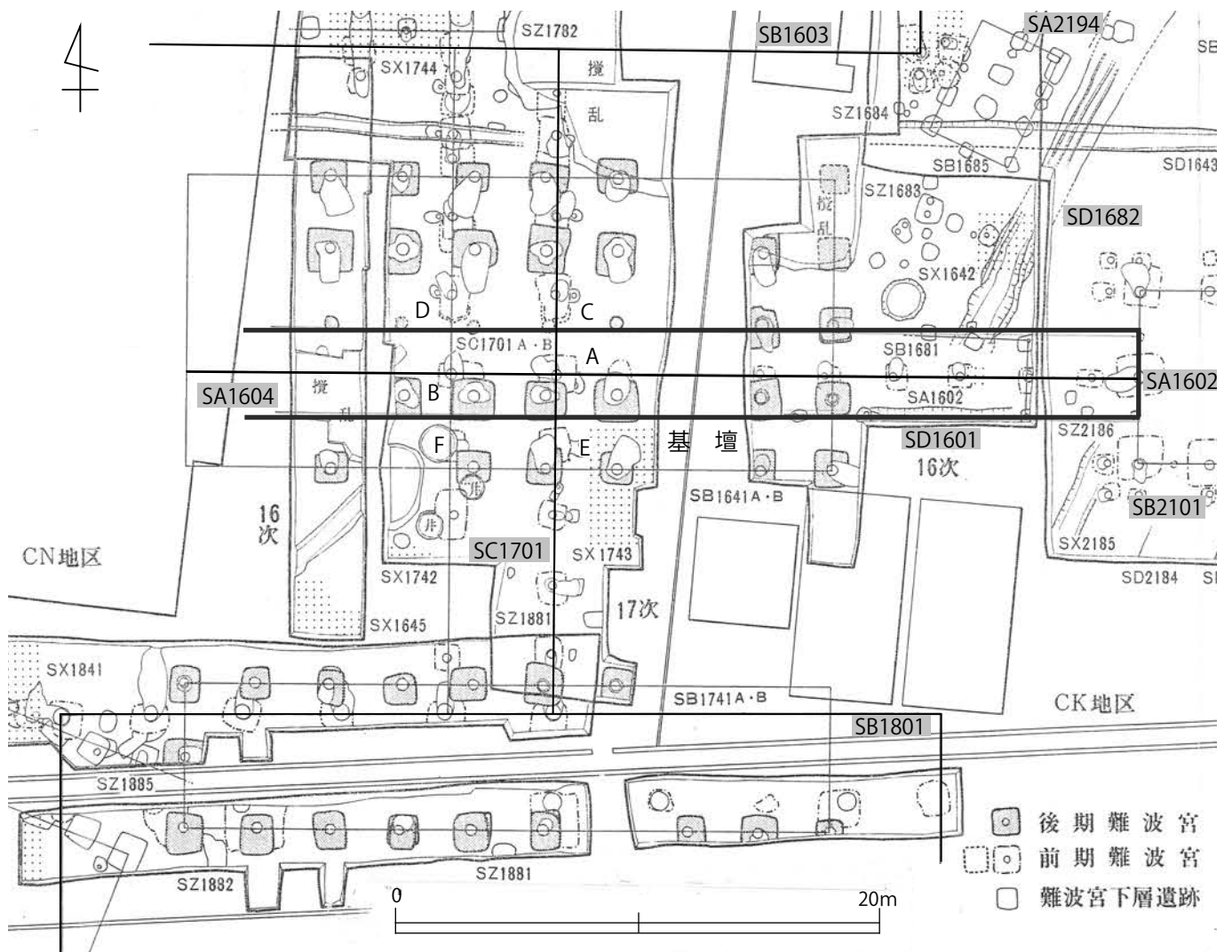


図10 内裏前殿区画 塀 (SA1602・1604) と軒廊 (SC1701) の関係

される。

以上のように、基壇を伴う東西塀 (SA1602・1604) の存在は、内裏前殿 (SB1801) と内裏後殿 (SB1603) が築造当初から同時に存在したという通説的な理解に再考を促すものである。一時期であっても背後の塀 (SA1602・1604) によって、内裏前殿 (SB1801) 一棟のみの時期があったことを示唆する (図11)。このような理解は、次に検討する東西塀 (SA1602・1604) と軒廊 (SC1701) との関係からもうかがえる。

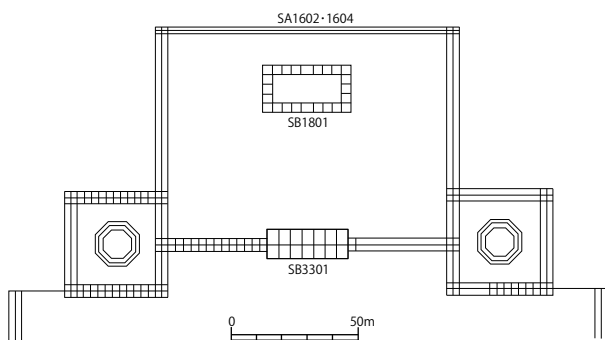


図11 内裏前殿 (SB1801) と前殿区画背後の塀との関係

(SA1602・1604) は、幅4mの基壇中央に東西方向の屋根つき塀であったと理解できよう。

塀 (SA1602・1604) の柱掘方の深度が1.1～1.7mであることは、「前期難波宮の柱径は30cm前後で、大安殿の柱より一回り細いが、現遺構面より約110～170cmの深さに埋め込まれている。」(『報告書』6 47頁1970) と観察した宮殿柱に通じるため、高い塀であったことが想定

(4) 東西塀 (SA1602・1604) と軒廊 (SC1701) の関係 (図10)

東塀 (SA1602) の柱掘方の規模は90×90cm前後の方形に揃う。柱間寸法は東西棟建物 (SB2101) に取り付くところは1.9mであるが、それ以外は約2.8mである。一方、軒廊 (SC1701) の柱掘方は南北に長い方形である。掘方は1.1～1.2×1.3～2mの規模があり、東塀 (SA1602) とは柱掘方の方向や規模が相違する。

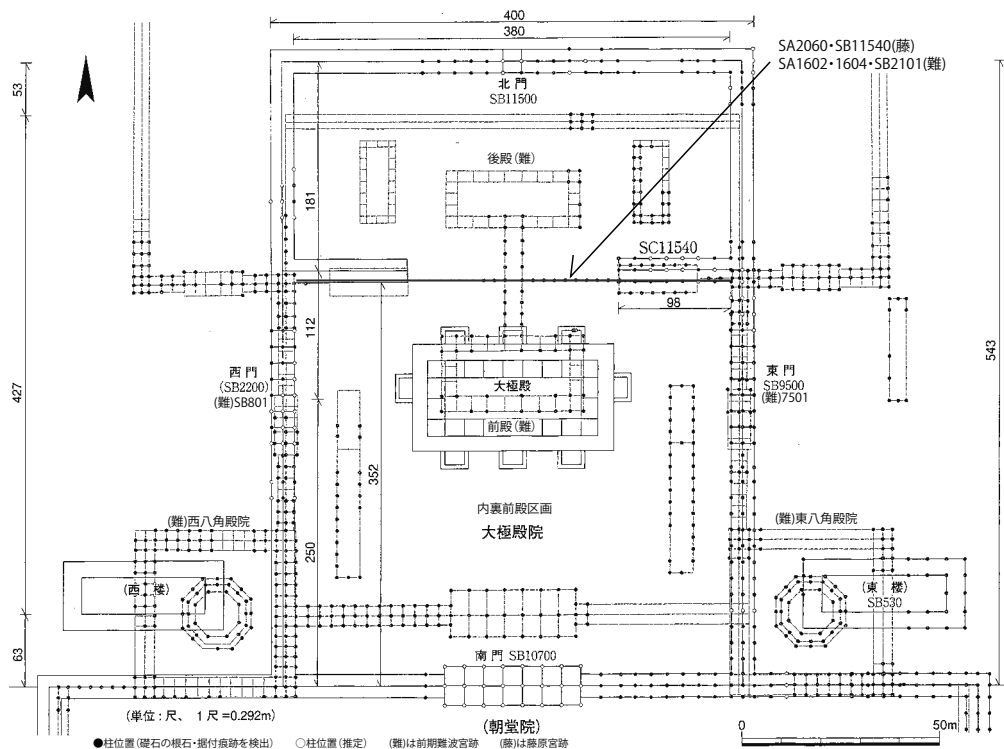


図 12 前期難波宮内裏前殿区画と藤原宮大極殿院の遺構の重なり（『奈良文化財研究所』2020 一部改変）

東西塀（SA1602・1604）と軒廊（SC1701）が交差する柱掘方に A～E まで付番をつけて特徴を検討する（図 10）。まず軒廊（SC1701）の掘方跡（C・D と E・F）は、東塀（SA1602）基壇の裾部に規制されたようで、基壇内まで掘方がおよんでいない。これは塀が撤去された後も基壇裾部が残存していたことを示す。東西塀の設置が早く、軒廊は遅れるのである。次に柱掘方 A・B の重複をみると、A・B とも東西塀（SA1602・1604）の掘方を破壊して軒廊（SA1701）の掘方が掘られている。これも東西塀の設置が早いことを示す。

『報告書』6（1970）の遺構検出時の観察では、東西塀（SA1602・1604）の柱掘方から焼壁が出土した記述はないが、軒廊（SC1701）では、「東西柱列と接続する G3・5 区（中略）抜きとり穴には焼壁や焼土が多量に混入していた。」（60 頁）という、この抜き取り跡が A・B にあたる。つまり、軒廊（SC1701）は朱鳥元年（686）まで存在して被災したことを示し、東西塀（SA1602・1604）はこの時には存在していなかった蓋然性が強いといえよう。

よって、通説的な理解である東西塀（SA1602・1604）と軒廊（SC1701）が同時期に築造され、存在した可能性はないだろう。図 11 に示したように内裏前殿（SB1801）が先に単独で造営された時期があり、この建物の北限を限る塀として設置されたが、内裏後殿（SB1603）が造営

されるのに伴って東西塀は撤去されたと理解できよう。ただ塀がすべて撤去されたのか、軒廊（SC1701）の通路部分のみの撤去であったのかは不詳である。東西の長殿（SB1001・1101）の建替えや軒廊（SC1701）の施工時の変更なども行われたことが指摘されている（高橋 2014、植木 1999）。内裏前殿区画は、現在確認されている殿舎や付属施設が一举に整備されたのではなく、築造の時期に変遷があったことが推測される。

（5）東西塀（SA1602・1604）と藤原宮掘立柱塀（SA2060）（図 12）

藤原宮大極殿院における藤原宮第 20 次調査（奈良国立文化財研究所 1978）で、大極殿の背後において東西の掘立柱列（SA2060）が検出され、大極殿の北を画する塀であるとされた（奈良国立文化財研究所 1978）。第 200 次調査では、20 次調査の掘立柱塀（SA2060）が東端で東面北回廊（SC9490）に接続することが確認された（奈良文化財研究所 2020）。

興味深いのは、藤原宮大極殿院の第 200 次調査報告において、藤原宮大極殿院南面回廊を前期難波宮八角殿院回廊の位置に合せた建物配置の重なり図を示されたことである（図 12）。これによると、藤原宮の掘立柱塀（SA2060）と大極殿後方東回廊（SC11540）は、前期難

波宮東西塀（SA1602・1604）と東西棟建物（SB2101）の位置に合致するのである。そして、「SA2060 および SC11540 は、前期難波宮 SA1602・1604・SB2101 の機能を踏襲して、前期難波宮と同様の位置に設置された蓋然性が高い。（中略）今回の調査によって、前期難波宮と藤原宮はその中枢部の構造や造営設計において、これまで以上に連続性が迫れる。」（81 頁）と指摘されたことは重要である^{（補遺）}。

前期難波宮内裏前殿区画の東西塀（SA1602・1604）と東西建物（SB2101）が、藤原宮掘立柱塀（SA2060）と大極殿後方東回廊（SC11540）に一致する以外にも、以下の諸点で同様の一致が認められる。1. 藤原宮大極殿院と前期難波宮内裏前殿区画の東西幅（380 尺と 378 尺）はほぼ一致する。2. 藤原宮大極殿院東西面回廊と前期難波宮内裏前殿区画東西面回廊、および東西面回廊南端から朝堂院をつなぐ内裏南面回廊の位置が一致する。3. 藤原宮大極殿院東西面回廊の東西門（SB2200・9500）と前期難波宮内裏前殿区画東西面回廊の東西門（SB801・7501）の位置と規模（桁行 5 間×梁間 2 間）が一致する。

以上、前期難波宮前殿区画と藤原宮大極殿院で、東西幅と回廊規模、回廊に取りつく東西門、内裏前殿・大極殿背後の塀の規模と設置された位置が一致する事実は、基本となる設計思想と共通する設計図の存在なくしてはあり得ないことである。

これまで、前期難波宮内裏前殿区画と藤原宮大極殿院・朝堂院の比較は早くから多くの論者によって行われてきた（中尾 1970・1995・2014、植木 2009、李 2020）。この中で中尾氏（中尾 2014）は、前期難波宮と藤原宮（内裏前殿区画と大極殿院）について 7 項目にわたる類似点を指摘し、両者の中枢部の規模と構造に密接な関係があると指摘した。この関係性について、「前期難波宮と藤原宮の中枢部に共通する要素が多いことからみて、天武自身の新しい宮室（新城）の造営に当たって、当時難波に現存し、天武の複都制構想の対象として藤原宮の造営と並行して整備が進められていた前期難波宮（長柄豊碕宮）の構造を直接的なモデルとして藤原宮の造営が進められた。」（204 頁）と評価された。同氏の立論の基礎には、あくまでも孝徳朝難波長柄豊碕宮があり、孝徳朝前期難波宮を天武朝の時期に再整備したことが藤原宮との一致点の多いことにつながると理解されたのである。

ところが、藤原宮と一致する 7 項目をみれば、前期難波宮は主軸を正方位におく宮殿そのものなのである。再整備であれば一体この建物群のどの部分に孝徳朝期の殿舎が残存しているのだろう。天武朝によって再整備された遺構の検討まではなされていないのである。植木久氏（植木 2009）も同様に天武朝の再整備を主張されたが、建物主軸を正方位におく前期難波宮とそれ以前の孝徳朝期の遺構の明示はないのである。

したがって、図 12 の前期難波宮内裏前殿区画と、藤原宮大極殿院の殿舎配置と規模が同一であるという調査成果は、両宮殿がともに天武朝期に立案され、設計と造営が行われたことを如実に示すと考えて問題あるまい。孝徳朝期の前期難波宮の設計思想なり造営物が、壬申の乱を挟んでもなお藤原宮造営まで影響を与えたとは到底考えられないだろう。

IV. まとめ

I・II・III において正方位に建物の主軸をおく前期難波宮が孝徳天皇の長柄豊碕宮であるとする通説に対する批判をおこない、孝徳朝の前期難波宮は下層遺跡であることを論証した。一方、主軸を正方位におく建物は天武朝期の造営であることも併せて論じた。以下において、改めて結論に至った論拠を示しておきたい。

1. 前期難波宮整地層の問題。通説的には同整地層出土の土器を 7 世紀中葉に比定して、この整地層を基盤にする建物が孝徳天皇の長柄豊碕宮であると主張されているが、考古学上の基本的な方法論では、整地層の造成は 7 世紀中葉以降であるとしかできない。

2. 宮殿が造営された上町台地上の遺構。下層の赤褐色粘土地山と黒褐色粘質土層を基盤にする前期難波宮下層遺跡と、上層にあたる前期難波宮整地層を基盤にする 2 つの遺構がある。

下層遺跡には SK10043 など台地上での宮殿建築で排出された廃棄土壌群があり、赤褐色粘土地山には SB1883 など N23° E の建物群がある。一方、前期難波宮整地層を基盤にする建物が主軸を正方位におく建物群である。

3. 前期難波宮下層遺跡の年代観。前期難波宮下層遺跡の年代を絞り込むのは SK10043 である。同土壌は N23° E に主軸を振る SB1883 や SB4280 などの造営に伴

う廃棄土壌であり、ここから難波Ⅲ中段階の土器や「贄」木簡が出土した。この木簡は土壌の近傍に天皇の居所の存在することを示唆する。SK10043 から北の谷の調査では「戊申年」（648 年）銘の紀年木簡とともに、「< 王母前 □（立力） □□□」木簡も伴出している。これらの木簡は、孝徳天皇や皇極前大王に貢納された贄荷札木簡であり、これらの物品を扱う役所や貢納先が存在したことを示唆する。よって、SB1883 などの N23° E の建物群は、孝徳朝前期難波宮である蓋然性が強いと考える^(注)。

4. 前期難波宮整地層を基盤にする宮殿の年代観。湊哲夫氏（湊 2013）は 3 つの論点から正方位に主軸をおく建物が天武朝に成立したことを論証された。これに加えて筆者は、1. 朱鳥元年（686）の火災痕跡の広がり。2. 水利施設の中の湧水施設（SG301）の問題点、および同施設から出土した「謹啓」・「山部王」木簡の所属時期が天武朝期にあたること。3. 内裏前殿区画の東西塀（SA1602・1604）と藤原宮大極殿院掘立柱塀（SA2060）の配置と規模が一致すること。換言すれば両宮殿は同一設計による 2 つの宮の造営があったと理解できよう。

以上の 3 点が前期難波宮整地層を基盤にする正方位の建物が天武朝に成立したことの論証である。この小論でもっとも肝要な点は、孝徳朝期の建物と天武朝期の建物は基盤を上下に相違するということである。

図 13 の上段には前期難波宮下層遺跡 SB1883 と大津宮、下段には前期難波宮内裏前殿区画、藤原宮大極殿院を配置した。前期難波宮下層遺跡 SB1883 と大津宮以外は内裏地区に限っている。また、前期難波宮下層遺跡 SB1883 は北方位の遺構配置図とした。そして図上において前期難波宮下層遺跡 SB1883 の北側桁行の柱通りを各宮殿の主要殿舎北側に合せた。

この配置図から以下のような諸点が指摘できよう。もちろん前期難波宮下層遺跡 SB1883 を中核とする下層遺跡は、検出された遺構そのものが少数に留まるので、ほかの事例との比較には限界があることは否めない。

1. 前期難波宮下層遺跡 SB1883 の北側桁行は、大津宮内裏正殿（SB051）、前期難波宮内裏前殿（SB1801）と藤原宮大極殿に一致する。これは 4 宮殿の中核建物の位置取りが最初に行われたことを示唆する。さらに前期難波宮下層遺跡 SB1883 はほかの内裏の中核殿舎に比較しても遜色のない建物であると評価できる。

2. 前期難波宮下層遺跡 SB1883 の桁行は 19m（9 間）、大津宮内裏正殿（SB015）は桁行 21.3 m（7 間）×梁行 10.4m（4 間）の規模である。桁行は 2.3 m の差異にとどまることから、ほぼ同規模の建物といえる。

3. 大津宮内裏正殿（SB015）の背後を限る東西塀（SA003）は東西 79.1 m である。前期難波宮下層遺跡 SB1883 の塀（SA812201）と SB1883 は東西の幅は 44m である。東側は未検出であるが、中軸線を東に折り返すと 88 m である。大津宮の東西幅とは 8.9 m の差でありほぼ同一規模といえる。

4. 大津宮東西塀（SA003）から内裏南門までは 135m である。前期難波宮下層遺跡の南北塀（SA812201）の南限は未検出であるが、SB1883 の北 3.6 m で検出された塀（SA1884）からの距離は約 123.6 m である。

以上 1～4 における前期難波宮下層遺跡（SB1883）と大津宮との比較では細部に数値の誤差はあるものの、中核建物の規模や、建物を東西で限る南北塀の間隔は大きく変わらないだろう。

前期難波宮下層遺跡と大津宮との違いは、大津宮跡内裏南門（SB001）の東西には塀で囲まれた方形の施設が存在するが、前期難波宮跡下層遺跡ではこのような遺構は検出されていないことである。

岸俊男氏（岸 1988）は小墾田宮について、『日本書紀』『推古紀』と「舒明即位前期」の記事をもとに詳細な検討を行われ、小墾田宮には南門（宮門、門）とその北に庭中があり、ここには対称の位置に大臣・大夫の庁が存在したとする。さらに北には大門（閣門）があり、内には大殿があると復元された。相原嘉之氏（相原 2017）は同宮殿の復元図を作成され、推古朝の時期の殿舎配置が簡素な構造であったことを視覚化された。この成果を参照すれば、前期難波宮下層遺跡の SB1883 とその南に配置された南北建物の全体構造は、小墾田宮に通じる構造であったことが想定される。

このほか前期難波宮跡下層遺跡の遺構とは直接関連しないが、大津宮内裏南門（SB001）と藤原宮大極殿院南門（SB10700）とは、複廊の中心柱通りが一致する可能性が図 13 から読み取れる。前期難波宮内裏南門（SB3301）は北に寄るため不一致である。

また、大津宮内裏南門（SB001）の東西にある方形区画は、前期難波宮内裏南門（SB3301）の左右の東西八

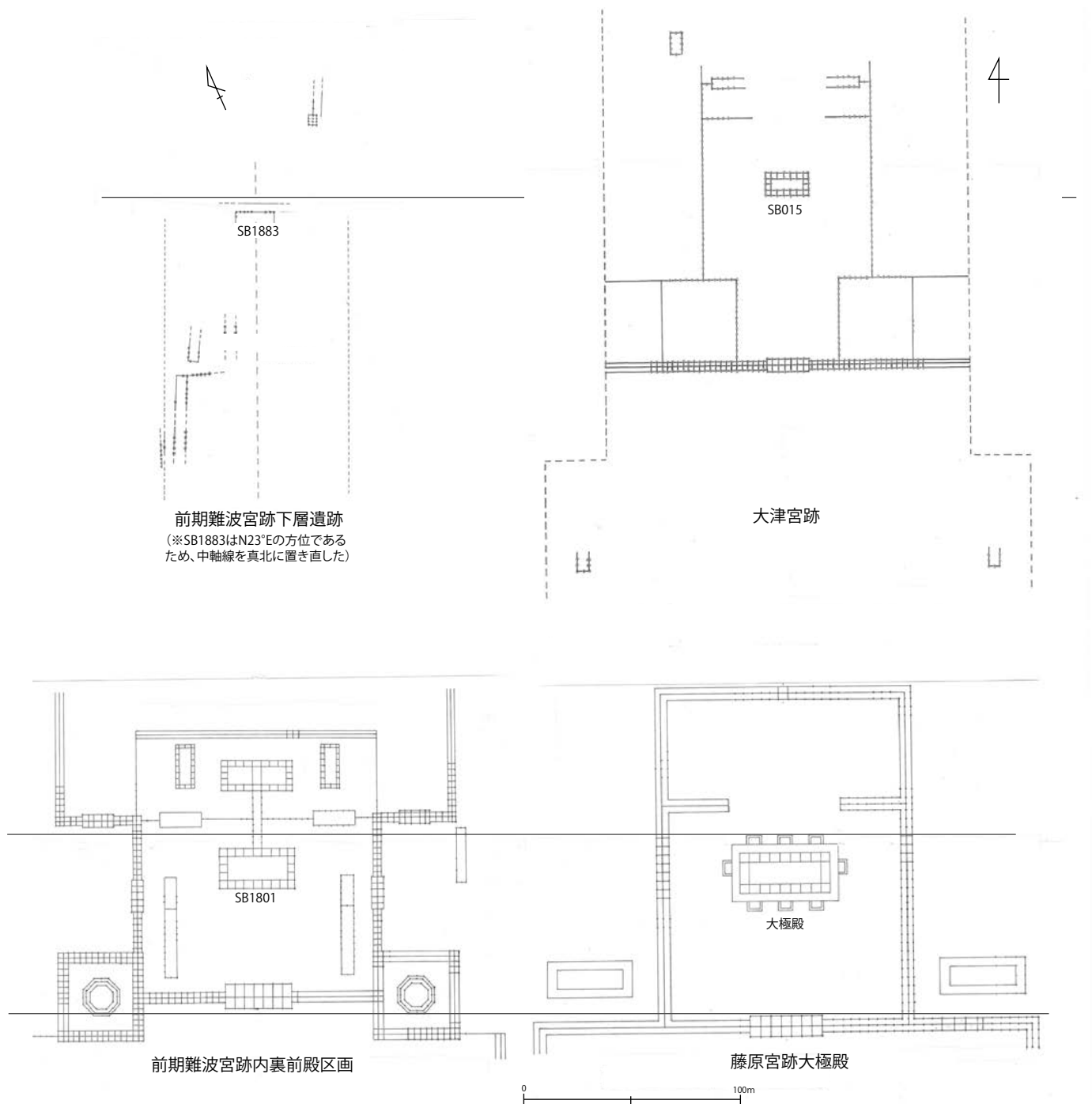


図 13 前期難波宮下層遺跡 SB1883 と飛鳥時代宮殿の構造比較と変遷

角殿院 (SB875401・4201) と、その位置と規模において一致するとみてよい。藤原宮大極殿院では、この位置に東西楼閣 (東楼 SB530・西楼は未検出) があることから建物の形態は変化するが、その規模は前期難波宮八角殿院と同じように巨大な建物と想定される。

この変遷図によって、前期難波宮内裏南門 (SB3301) の東西に付属する建物は、大津宮を起源にする遺構であることが予測される。前期難波宮内裏前殿区画と藤原宮大極殿院の構造と規模が一致することは既述したので繰

り返さない。

以上が、孝徳朝前期難波宮 (SB1883 などの下層遺跡) から、大津宮と前期難波宮 (SB1801 など)、藤原宮大極殿院までの殿舎配置の変遷である。これにより、上段の宮殿の殿舎配置は小墾田宮から復元される簡素な殿舎構造を継受した宮殿であること、下段の宮殿はともに天武朝期に計画・造営された際に内裏の南に新たに朝堂院を設けた構造に発展したことが読み取れる。

補遺

藤原宮大極殿後方の調査で、図12に示した堀(SA2060)と、堀を撤去したのちに造営された大極殿後方西・東回廊とその中央に大極殿後方基壇が検出された。基壇の規模は東西約50m、南北約16mあり、回廊基壇から南北に約3mずつ張り出す。基壇上には瓦葺の東西建物が建てられていたことが確認され、大極殿後殿とされた。

藤原宮大極殿後殿は、前期難波宮後殿(SB1603)の位置に相当すると評価される。内裏構造において後殿の配置も前期難波宮から始まり、藤原宮後殿、平城宮東区第Ⅰ期正殿(SB9140)の後殿(SB10050)に変遷するという宮都構造である。

(奈良文化財研究所都城発掘調査部(飛鳥・藤原地区) 2022年8月4日 藤原宮大極殿院の調査(飛鳥藤原第210次) 記者発表資料)

最近になって廣瀬覚氏が藤原宮大極殿院後殿の調査成果にもとづく考察を発表された(廣瀬2023)。前期難波宮成立論にとって重要な指摘があるものの参考にすることができなかった。

謝辞

本稿は竹田政敬・ト部行弘・神庭滋の3氏に原稿チェックいただき、また森下恵介、入江文敏の両氏にはご教示を賜りました。ご芳名を挙げてお礼申し上げます。本稿は八角墳成立論の前提をなすものですが、同時に山尾幸久先生の前期難波宮孝徳朝説批判に強い学恩を受けて成したものです。なお先生は2021年11月4日にご逝去されたことを付記し、ご冥福をお祈りします。

注

中尾芳治氏は2022『志賀の曙光—山尾幸久先生追悼文集』に「山尾幸久さんを偲ぶ」との原稿を寄稿された。この中で、難波宮跡から出土した「戊申年」銘木簡について、この木簡が出土した以降の出版物や、中尾氏が贈呈された本の礼状には同木簡は、(山尾先生は)まったく言及されなかったといわれた。同木簡は中尾氏にとっては前期難波宮が孝徳朝の難波長柄豊碕宮と証明するための一級資料なのである。

しかし山尾先生は2016年に刊行された『古代の近江

—史的探究—』の78頁において、「大阪城址出土木簡十一号の「戊申年」は(中略)どちらにしても前期難波宮の建設とは直接関係がない」との見解を示されている。山尾先生の名誉のために注として明記する。

付記

本論の前半は中尾芳治氏の主要論文を批判することで構成されているが、同氏の長年の難波宮跡の発掘と保存にかけられた価値はいささかも失われるものではない。小論はあくまでも学問上の批判であることを付言しておきたい。

本稿の基本文献は、内裏前殿区画では大阪市教育委員会内難波宮址顕彰会・大阪市立大学難波宮研究会1970『難波宮址の研究』研究予察報告六、SK10043は(財)大阪市文化財協会1981『難波宮址の研究』第七報告篇、西八角殿院地区は、難波宮址顕彰会1972『難波宮跡研究調査年報』、(財)大阪市文化財協会1995『難波宮址の研究』第十、(財)大阪市文化財協会2000『難波宮址の研究』第十一、同2005『難波宮址の研究』第十三などである。

引用・参考文献

- 相原嘉之 2011「嶋宮をめぐる諸問題—島庄遺跡の発掘成果とその意義—」明日香村教育委員会『明日香村文化財調査研究紀要』第10号
- 相原嘉之 2017『古代飛鳥の都市構造』吉川弘文館
- 泉 武 2018a「前期難波宮孝徳朝説の検討」奈良県立橿原考古学研究所『橿原考古学研究所論集』第17 八木書店
- 泉 武 2018b『キトラ・高松塚古墳の星図』同成社
- 市 大樹 2005「奈良・石神遺跡」木簡学会『木簡研究』第27号。
- 市 大樹 2010『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房
- 伊藤 純 2020「難波・天武・平城京」中尾芳治編『難波宮と古代都城』同成社
- 植木 久 1999「前期難波宮遺構にみる建築的特色—いわゆる小柱穴遺構を中心に—」(財)大阪市文化財協会『研究紀要』第2号
- 植木 久 2009『難波宮跡』同成社
- 内田好昭 1988「『前期難波宮』とその下層の須恵器」『古代文化』40-6
- 栄原永遠男 2000「難波宮跡西北部出土木簡の諸問題」大阪市史編纂所『大阪の歴史』55。
- 栄原永遠男 2014「難波宮西北部出土木簡再考」中尾芳治・

- 栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 江浦 洋 2000（財）大阪府文化財調査研究センター『難波宮跡 北西の発掘調査』大阪府警察本部庁舎新築工事に伴う大阪城跡（その6）発掘調査速報
- 大庭重信 2012「前期難波宮をめぐる新知見」（公財）大阪市博物館協会大阪市文化財研究所・大庭重信編『難波宮址の研究』第18
- 大阪歴史博物館 2003『復元 前期難波宮』展示の所見4
- 尾野善裕 2019「飛鳥時代宮都土器編年の再編に向けてー飛鳥・藤原地域を中心にしてー」奈良文化財研究所・歴史土器研究会編『飛鳥時代の土器編年再考』
- 岸 俊男 1988「朝堂の初步的考察」『日本古代宮都の研究』岩波書店
- 木原克司 1984「上町台地北部の微地形と難波宮下層遺跡掘立柱建物」（財）大阪市文化財協会『難波宮址の研究』8
- 黒崎 直 2006「稲淵宮殿跡」明日香村『続明日香村史』上巻
- 黒田慶一 1988「熊凝考ー難波郡と難波宮下層遺跡ー」『歴史学と考古学 高井悌三郎先生寿喜記念論集』真陽社
- 嶋倉巳三郎 1981「難波宮跡から出土した木質遺物」（財）大阪市文化財協会『難波宮址の研究』第7
- 白石太一郎 2012「前期難波宮整地層の土器の暦年代をめぐる」大阪府立近つ飛鳥博物館『大阪府立近つ飛鳥博物館館報』16
- 高橋 工 2014「前期・後期難波宮跡の発掘成果」中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 田中清美 2020「水利施設および第7層出土土器からみた前期難波宮の造営年代」中尾芳治編『難波宮と古代都城』同成社
- 東野治之 1981「橋脚MP-2区SK10043出土木簡について」（財）大阪市文化財協会『難波宮址の研究』第7
- 中尾芳治 1968「難波宮址」『月刊考古学ジャーナル』5 No. 20.
- 中尾芳治 1972「前期難波宮をめぐる諸問題」日本考古学協会『考古学雑誌』第58巻第1号
- 中尾芳治 1984「難波宮」佛教藝術學會編『佛教藝術』154号増大号特集 宮殿発掘 毎日新聞
- 中尾芳治 1985「難波宮発掘30年」直木孝次郎編『難波京と古代の大阪』学生社
- 中尾芳治 1986『難波京 考古学ライブラリー46』ニュー・サイエンス社
- 中尾芳治 1992「難波宮発掘」直木孝次郎編『古代を考える 難波』吉川弘文館
- 中尾芳治 1995『難波宮の研究』吉川弘文館
- 中尾芳治 2003「前期難波宮・京をめぐる（下）」直木孝次郎・中尾芳治編『シンボジウム古代の難波と難波宮』学生社
- 中尾芳治 2014「難波宮から藤原宮へー日本古代宮都の成立過程をめぐるー」中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 奈良県立橿原考古学研究所 2008『飛鳥京跡Ⅲ』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第102冊
- 奈良国立文化財研究所 1977『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』7
- 奈良国立文化財研究所 1978『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』8
- 奈良文化財研究所 2020『奈良文化財研究所紀要』2020
- 古市 晃 2008「難波出土木簡の諸問題」大阪歴史博物館『共同研究成果報告書』2
- 林 博通 2001『大津京跡の研究』思文閣出版
- 廣瀬 覚 2023「藤原宮中枢部の構造ー大極殿院を中心にー」『月刊考古学ジャーナル No.778 特集藤原京・平城京研究の現在』ニュー・サイエンス社
- 森 公章 2006「7世紀の荷札木簡と税制」木簡学会『木簡研究』第28号
- 湊 哲夫 2013「前期難波宮跡の成立年代」立命館大学考古学論集刊行会『立命館大学考古学論集ー和田晴吾先生定年退職記念論集』VI
- 南 秀雄 2014「難波宮下層遺跡をめぐる諸問題」中尾芳治・栄原永遠男編『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 山尾幸久 2006『「大化改新」の史料批判』塙書房（山尾氏は1995「律令国家の里制の成立」門脇禎二編『日本古代国家の展開』上巻 思文閣出版の論文から、最近まで一貫して前期難波宮跡孝徳朝説を批判している。）
- 山中敏史 1986「律令国家の成立」『岩波講座日本考古学6 変化と画期』岩波書店
- 李 陽浩 2005「遺構の検討 前期・後期難波宮の中軸線と建物方位について」（財）大阪市文化財協会『難波宮跡の研究ー前期・後期朝堂院の調査ー』第13
- 李 陽浩 2020「難波宮」広瀬和雄・山中章・吉川真司編『王宮と王都』講座畿内の古代学Ⅲ巻雄山閣
- 若林智宏 2018「坂田寺池SG100出土の土器群」奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要』2018